

(第一類 第八号)

第六十三回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第十九号

(三六六)

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長

草野一郎平君

理事

安倍晋太郎君

理事

丹羽貢君

兵助君

同月二十二日

同(横山利秋君紹介)(第三六〇四号)

同(武部文君紹介)(第三六九〇号)

同(横山利秋君紹介)(第三六九一號)

同月二十一日

同(横山利秋君紹介)(第三七七〇号)

同(横山利秋君紹介)(第三八七二号)

は本委員会に付託された。

四月二十日

農業者年金対策に関する陳情書(栃木県塙谷郡

塙原町農業委員会長君島一清)(第一三六号)

農業者年金基金法の早期制定に関する陳情書外

一件(栃木県河内郡南河内村農政対策協議会長

楠島重治外一名)(第一三七号)

高屋町内ため池の復旧工事等に関する陳情書

(広島県賀茂郡高屋町杵原六〇四宅見淳三)(第一

三八号)

農業近代化資金の融資制度改善に関する陳情書

(中国五県議会正副議長会議代表山口県議会議

長近間忠一外四名)(第一三九号)

ミカン振興対策に関する陳情書(川之江市金生

町下分入六五山之江市農業委員会長太田辨次)

(第一四〇号)

米の生産調整に関する陳情書(防府市議会議長

久和勘治郎)(第一四一號)

(秋田県雄勝郡皆瀬村議会議長佐藤六右エ門)

(第一八七号)

同外三件(行橋市議会議長石丸松翁外三名)(第

二〇四号)

同外二件(山口県議会議長近間忠一外一名)(第

号)

太郎)(第二二〇二号)

米の過剰問題解決に関する陳情書(兵庫県朝来

郡和田山町議会議長笠谷稔)(第二二〇三号)

食糧管理制度の堅持等に関する陳情書(綾部市

議会議長野々垣亨)(第二二〇六号)

農業者年金基金法案の成立促進に関する陳情書

(富山市新総曲輪一富山県農業会議会長内藤友

明)(第二二三一号)

正副議長会議代表篠原議会議長七条広文)(第

一四四号)

米の生産調整に伴う各種施策の拡充強化に関する

陳情書(宮城県議会議長村松哲治)(第一六四

号)

日本海における栽培漁業促進に関する陳情書

(東海北陸七県議会議長会代表福井県議会議長

笠羽清右衛門外六名)(第一六五号)

都市近郊の農業地育成に関する陳情書(近畿二

府六県議会議長会代表和歌山県議会議長下西岩

吉外七名)(第一六六号)

林業労務者の共済制度確立に関する陳情書(東

海北陸七県議会議長会代表福井県議会議長笠羽

清右衛門外六名)(第一六七号)

食糧管理制度の堅持に関する陳情書(岡山市西

大寺一四五の一四大寺農業協同組合長理事土井

武良)(第一八六号)

(徳島県議会議長七条広文)(第一一〇五号)

同外四件(佐賀県神埼郡千代田町議会議長香月

徳太郎外四名)(第二二五五号)

農業構造改善長期計画の策定に関する陳情書

(東京都千代田区永田町一)の一一の三五全国農

業構造改善対策協議会議長河津寅雄)(第一八八

号)

総合農政に関する陳情書(香川県議会議長遠藤

同月二十日

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(阿部未

付)

四月十七日

林業種苗法案(内閣提出第一〇一號)(參議院送付)

農民年金法案
農民年金法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 被保険者（第六条～第十三条）

第三章 給付

第一節 通則（第十四条～第二十三条）

第二節 農民老齢年金（第二十七条～第三十一条）

第三節 農民障害年金（第二十七条～第三十一条）

第四節 遺族年金（第三十二条～第三十七条）

第五節 脱退一時金及び死亡一時金（第三十二～第三十九条）

第六節 給付の制限（第四十四条～第四十八条）

第七章 不服申立て（第六十三条～第六十四条）

第八章 費用（第五十四条～第六十二条）

第九章 雜則（第六十五条～第七十五条）

第十章 罰則（第七十六条～第七十九条）

附則
第一章 総則
(目的)
(農民年金の給付)
第一条 農民年金制度は、農民の老齢、障害又は死亡について必要な給付を行ない、国民年金の給付と相まって農民の生活の安定及び福祉の向上を図り、もつて農業の振興に資することを目的とする。

第二条 農民年金は、前条の目的を達成するため、農民の老齢、障害又は死亡に関する必要な給付を行なうものとする。

(管掌)

第三条 農民年金事業は、政府が、管掌する。ただし、その者は、農民年金の被保険者としならなかつたものとする。

2 農民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に行なわせることができる。

(年金額の改定)

第四条 この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならぬ。

(定義)

第五条 この法律において、「農民」とは、次の各号に掲げる者で政令で定める基準に該当するものをいう。

一 農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を使用して耕作、養蚕又は養蚕の事業（以下「農業」という。）を営む者。ただし、自ら農業に常時従事する者でない者を除く。

二 農業を営む者と生計を同じくする親族であつて農業に常時従事するもの

三 農業を行なう農地法第二条第七項の農業生産法人の組合員又は社員であつて当該農業に常時従事するもの

四 前項の政令で定める基準は、当該農業に係る農地等の面積及び農業に従事する年間ににおける日数その他の事項について定めるものとする。

（被保険者の資格）

（被保険者）

（被保険者期間）

（被保険者期間の計算）

（被保険者期間を計算する場合）

年に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者は、農民年金の被保険者としならなかつたものとみなす。

2 農民年金の被保険者期間を計算する場合には、月によつて農民年金の被保険者とならなかつたものとみなす。

第十条 被保険者期間を計算する場合には、月によつて農民年金の被保険者とならなかつたものとみなす。

2 農民年金の被保険者期間を計算する場合には、月によつて農民年金の被保険者とならなかつたものとみなす。

りつける余白があるときは、この限りでない。

2 農民年金手帳の様式及び交付その他農民年金手帳に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(農民年金原簿)

第十三条 主務大臣は、農民年金原簿を備え、これに農民年金の被保險者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他主務省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 給付

第一節 通則

(給付の種類)

第十四条 この法律による給付(以下単に「給付」といふ。)は、次のとおりとする。

- 一 農民老齢年金
- 二 農民障害年金
- 三 遺族年金
- 四 脱退一時金
- 五 死亡一時金

(裁定)

第十五条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、主務大臣が裁定する。

(端数処理)

第十六条 年金給付(第十四条第一号から第三号までに掲げる給付をいり、以下同じ。)に係る受給権を裁定する場合において、年金給付の額に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第十七条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月で終わるものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日までの月まで

りつける余白があるときは、この限りでない。

2 農民年金手帳の様式及び交付その他農民年金手帳に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(農民年金原簿)

第十三条 主務大臣は、農民年金原簿を備え、これに農民年金の被保險者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他主務省令で定める事項を記録するものとする。

3 年金給付は、毎年一月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。

(未支給給付)

第十八条 年金給付又は脱退一時金に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は脱退一時金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付又は脱退一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人の

(併給の調整)

第十九条 二以上の年金給付(その全額につき支給を停止されている年金給付を除く。)の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(損害賠償請求権)

第二十条 政府は、廃疾若しくは死亡又はこれら

の分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

(年金額)

第二十一条 傷りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、主務大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十二条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、農民老齢年金(第五十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く。以下次条において同じ。)及び脱退一時金に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金錢を標準として、課することができない。ただし、農民老齢年金及び脱退一時金については、この限りでない。

(第二節 農民老齢年金)

(支給要件)

第二十四条 農民老齢年金は、保険料納付済期間(納付された保険料(第六十条の規定により徴収された保険料を含む。)に係る被保險者期間を計算した期間をい。以下同じ。)が二十年以上である者が六十歳に達したときに、その者に支給される。

第二十五条 農民老齢年金の額は、七百五十円に、廃疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日をい。)の属する月の前月までの保険料納付済期間の月数(その月数が二百四十に満たないときは、二百四十)を乗じて得た額とする。

2 廃疾の程度が国民年金法別表に定める一級に該当する者に支給する農民老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分百二十五に相当する額とする。

2 保険料納付済期間が二十年以上である者が、農民年金の被保險者の資格を喪失した後に疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及び

これらに起因する疾病により政令で定める程度の百二十五に相当する額とする。

第二十五条第二項の規定は、脱退一時金の支給を受けた者の農民障害年金の額を算定する場合に準用する。

(年金額の改定)

第二十九条 国民年金法第三十四条の規定により障害年金の年金額が改定された場合においては、当該改定後の障害の等級により、前条の農民障害年金の額を改定する。

(失権)

第三十条 農民障害年金に係る受給権は、国民年金法第三十五条の規定により障害年金の受給権が消滅したときは、消滅する。

第四節 遺族年金

(支給要件及び年金額)

第三十一条 遺族年金は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号の一に該当するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

一 保険料納付済期間が二十年以上である者が死亡した場合 その者が受給権を有していた

農民老齢年金（農民老齢年金の受給権を有していなかつた者については、農民障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであった農民老齢年金又はその死亡）を第八条第二号の事由による資格の喪失とみなす。

した場合において支給すべきこととなる農民老齢年金）の額の百分の五十に相当する額

二 保険料納付済期間が一年以上二十年未満である者が農民年金の被保険者である間に死亡した場合 保険料納付済期間が一年以上十年未満である農民障害年金の受給権者が死

年以下であるときは、六万円、保険料納付済期間が十年をこえるときは、六万円にそのこえる年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき三千円を加算して得た額

2 前項第一号又は第二号に掲げる者が脱退一時金の支給を受けた者（第二十五条第二項ただし書き（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した遺族年金の額からこれらの者に係る第二十五条第二項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。

（遺族年金の範囲）

第三十二条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母であつて、その者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していただるものとする。ただし、子又は孫については、農民年金の被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡当時十八歳未満でまだ配偶者がない者又はその者の死亡の当時から引き続き政令で定める程度の障害の状態にある者に限る。

2 農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡当時児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時の当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

（遺族年金の支給要件）

第三十六条 遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を停止する。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

（遺族年金の失権及び転給）

第三十五条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

(遺族年金の停止)

第三十五条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

(脱退一時金及び転給)

第三十八条 脱退一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡以外の事由により農民年金の被保険者の資格を喪失したときに、その者に支給する。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五節 脱退一時金及び死亡一時金

（脱退一時金の支給要件）

第三十九条 死亡一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がいないときに、次条に規定する遺族に支給する。

（死亡一時金の支給要件）

第四十条 死亡一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がいないときに、次条に規定する遺族に支給する。

（死亡一時金の支給要件）

第四十条 死亡一時金を受けることができる遺族

は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父

母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡当時そ

の者と生計を同じくしていたもの（第三十二条

第一項に規定する遺族に該当する者を除く。）と

きる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第三十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちにその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人數によつてその年金を等分して支給する。

（同順位者のうちの一人が死亡したときの給付）

第三十五条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

（死亡一時金の支給要件）

第三十九条 死亡一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がいないときに、次条に規定する遺族に支給する。

（死亡一時金の支給要件）

第四十条 死亡一時金を受けることができる遺族

は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父

母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡当時そ

の者と生計を同じくしていたもの（第三十二条

第一項に規定する遺族に該当する者を除く。）と

2

死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順位による。この場合は、第

三十三条第二項の規定を準用する。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が一人以上あるときは、その一人のした請求は、全員

のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたるものとみなす。

(金額) 第四十二条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、

当該農民年金の被保険者が納付した掛金の総額とその総額に政令で定める率を乗じて得た額とを合算して得た額とする。

2 脱退一時金の受給権者は死亡一時金に係る当該死亡した者がその農民年金の被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算されれた農民障害青年金の支給を受けたことがある者である場合においては、脱退一時金又は死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給された農民障害青年金の額を控除した額とする。

(脱退一時金の支給の効果) 第四十三条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、この額の計算の基礎となつた農民年金の被保険者であつた期間は、年金給付の計算の基礎とする場合を除き、農民年金の被保険者でなかつたものとみなす。

(脱退一時金の失権) 第四十四条 脱退一時金に係る受給権者は、受給権者が農民年金の被保険者となつたときは、消滅する。

第六節 給付の制限

第四十五条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、行なわない。

第四十六条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその

原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度

を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行なわないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第四十七条 遺族年金及び死亡一時金は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死させた者の遺族には、支給しない。農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金又は死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死させた者で、当該農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。

第四十八条 受給権者が、正当な理由がなくて、該当する場合においては、その支給を停止することができる。

1 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十一条第一項の規定による命令に従わず、又は同

項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

2 第二十四条第二項、第三十二条规定に該当し書又は第三十五条ただし書の規定に該当する者が、正当な理由がなくて、第七十条第二

項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第四十九条 大正五年一月以前に生まれた者(昭和四十六年一月一日において五十五歳をこえる者は、第六条第一項の規定にかかわらず、農民年金の被保険者としない。

(年金の受給資格期間等についての特例)

第五十条 次の表の上欄に掲げる者については、第六条第二項、第二十四条第一項及び第二項並びに第三十二条第一項第一号及び第二号中「二十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。

大正十年一月以前に生まれた者

(五十歳をこえる者)

大正十年一月二日から大正十一年一月一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)
大正十一年一月二日から大正十二年一月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)
大正十二年一月二日から大正十三年一月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)
大正十三年一月二日から大正十四年一月一日までの間に生まれた者	(四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者)
大正十四年一月二日から大正十五年一月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十六歳をこえない者)
大正十五年一月二日から昭和二年一月一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)
昭和二年一月二日から昭和三年一月一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)
昭和三年一月二日から昭和四年一月一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)
昭和四年一月二日から昭和五年一月一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)
昭和五年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)
昭和六年一月二日から昭和七年一月一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)
昭和七年一月二日から昭和八年一月一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)
昭和八年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)
昭和九年一月二日から昭和十年一月一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)

(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)

(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)

16年

(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)

(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)

17年

(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)

(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)

18年

(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)

(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)

19年

前項の表の上欄に掲げる者の遺族に係る遺族

年金の額については、第三十二条第一項第一号の規定により計算した額が六万円に満たないときは、六万円とする。

(農民福祉年金の支給要件)

第五十一条 次の各号に掲げる者に対しては、第

二十二条第一項の規定にかかわらず、農民老齡年金を支給する。ただし、第一号に掲げる者に

ついては昭和四十六年一月一日において、第二号に掲げる者についてはその者が六十歳に達した日において日本国民でないときは、この限りでない。

1 明治四十四年一月一日以前に生まれた者で、同日前引き続く十年間、もつばら、農業を営み、又は農業に従事していた者

二 明治四十四年一月一日から大正五年一月一日までの間に生まれた者が六十歳に達した日において農民であり、かつ、同日前引き続く十年間、もつばら、農業を営み、又は農業に従事していた者

前項の規定により支給する農民老齢年金は、農民福祉年金と称する。

3 前項の引き続く十年間、もつばら、農業を営み、又は農業に従事していた者の判定の基準は、政令で定める。

4 農民福祉年金の受給権は、第二十六条の規定によつて消滅するほか、日本国民でなくなったときは、消滅する。

5 国民年金法第六十五条第一項第二号及び第四号並びに第六十八条の規定は、農民福祉年金について準用する。

(年金額)

第五十二条 農民福祉年金の額は、一万八千円とする。

第五章 福祉施設

第五十三条 政府は、農民年金の被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

2 政府は、前項の施設のうち年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第二百八十九号)第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

第六章 費用

(国庫負担)

第五十四条 国庫は、農民年金事業の給付に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。)の百分の七十五を負担する。

2 国庫は、農民福祉年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、農民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。(事務費の交付)

第五十五条 政府は、政令で定めるところによ

り、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料)

第五十六条 政府は、農民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、当分の間、一月につき七百五十円とする。

4 保険料の額は、農民年金事業の給付に要する費用の予想並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

5 保険料の額は、少なくとも五年ごとに、前項の基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

(保険料の納付義務)

第五十七条 農民年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

(保険料の納付方法)

第五十八条 保険料を納期限前に納付するには、主務省令で定める場合を除いて、農民年金印紙による納付の方法によらなければならぬ。四月から十二月までの各月の保険料の納期限の経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも、同様とする。

2 一月から三月までの各月の保険料をその年の四月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するには、

農民年金印紙による納付の方法によることがで

きない。

3 農民年金印紙による保険料の納付は、農民年金手帳の所定欄に農民年金印紙をはりつけ、これを都道府県知事又は市町村長に提出し、その

検認を受けることによつて行なるものとする。

(延滞金)

第六十一条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、主務大臣は、徴収金額につき年十

四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金額又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 農民年金印紙による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(督促及び滞納処分)

第五十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、主務大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

(督促状)

第六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、主務大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

2 前項の規定によつて督促をしようとするとき

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、主務大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。)に對して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、主務大臣は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特權)

第六十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第六章 不服申立て

第六十三条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収又は第六十条第五項の規定による処分に不服がある者は、農民年金審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者

金額を保険料に充当する場合においては、あきらめに経過した月の保険料から順次これに充當し、

四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金額又は財産差押えの日の前日までの期間に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)

第六十四条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、主務大臣は、徴収金額につき年十

四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金額又は財産差押えの日の前日までの期間に満たない端数は、納付義務者に充當する場合は、あきらめに経過した月の保険料から順次これに充當し、

は、農民年金審査会に対し再審査請求をする

ことができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、農民年金審査官が審査請求を棄却したものとみなして、農民年金審査会に對して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求のみなす。第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

4 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定（再審査請求と訴訟との關係）

第六十四条 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する農民年金審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない。

第八章 雜則

（時効）第六十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効は、当該給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。3 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第六十条の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効の中斷の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十二条の規定を適用しない。

（期間の計算）第六十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に

別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第六十七条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする）は、主務大臣若しくは都道府県知事又は

農民年金の被保険者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、農民年金の被保険者、被保險者であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で證明を行なうことができる。

（届出等）

第六十八条 農民年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第十一条第一項に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

（届出について準用する。）

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

3 受給権者は、主務省令で定めるところによ

り、主務大臣又は都道府県知事に対し、主務省

令で定める事項を届け出、かつ、主務省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（届出について準用する。）

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（資料の提供等）

第七十条 農民年金の被保険者を構成員とする

団体であつて政令で定めるものは、当該構成員

である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十一条第一項の届出をすることができる。

（農民年金事務組合）

第七十一条 農民年金の被保険者を構成員とする

団体であつて政令で定めるものは、当該構成員

である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十一条第一項の届出をすることができる。

（農民年金事務組合）

第七十二条 給付の支払に關する事務は、政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（受給権者に関する調査）

第七十三条 主務大臣又は都道府県知事は、必要があるときは、受給権者に対して、その者の身分

関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、政令で定める程度の廃疾の状態にあることにより農民老齢年金又は遺族年金の受給権を有する者に対する、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（資料の提供等）

第七十四条 この法律において主務大臣は、厚生

大臣及び農林大臣とする。

（施行手続等の主務省令への委任）

第七十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の

その施行について必要な事項は、主務省令で定める。

（施行手續等の主務省令への委任）

第七十六条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第九章 罰則

第七十七条 本章の規定により罰金を科する

事由には、農民年金帳法（昭和三十七年法律第百五十二条）第百五十二条第一項に規定する地

方議会議員共済会を含む。若しくは国家公務員共済組合連合会に對し必要な書類の閲覽若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは農民年金の被保険者の関係人

に報告を求めることができる。

（給付の支払）

第七十二条 給付の支払に關する事務は、政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

（農民年金事務組合）

第七十三条 農民年金の被保険者を構成員とする

団体であつて政令で定めるものは、当該構成員

である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十一条第一項の届出をすることができる。

（農民年金事務組合）

第七十四条 この法律において主務大臣は、厚生

大臣及び農林大臣とする。

（施行手續等の主務省令への委任）

第七十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の

その施行について必要な事項は、主務省令で定める。

（施行手續等の主務省令への委任）

第七十六条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の

罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした農民年金の被保険者

二 第十一条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三 第六十九条第一項の規定により農民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした農民年金の被保険者

第七十八条 第十一条第一項の規定に違反して届出をしなかつた農民年金の被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第一項の規定により世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第六十八条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした農民年金の被保険者

二 第六十八条第一項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主

三 第六十八条第二項において準用する第十一条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。

二 第六十八条第一項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした農民年金の被保険者

三 第六十八条第四項の規定により届出をした農業又は林業の從事者の年金制度

四 政府は、漁業又は林業に從事する者に対する年金制度について、すみやかに検討を加え、こ

の法律に定める年金給付と同一水準の給付が行なわれるよう処置しなければならない。

(関係法律の整理等)

3 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理等に関する法律で定めるところによる。

理由

農業に従事する農民の老齢、廃疾又は死亡について国民年金の給付と相まつて必要な給付を行なう農民年金制度を設けることにより、これら農民の生活の安定と福祉の向上を図り、農業の振興に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度約八十八億円、平年度約三百五十二億円であり、じ後遞増する見込みである。

農業者年金基金法案

農業者年金基金法

農業者年金基金法

農業者年金事業

第四款 審査会(第六十七条—第七十一条)

第五款 雑則(第七十二条—第八十条)

第三節 農地等の買入れ及び売渡し等(第八十一条—第八十三条)

第四章 財務及び会計(第八十四条—第九十一条)

第五章 監督(第九十二条—第九十四条)

第六章 雜則(第九十五条—第九十八条)

第七章 罰則(第九十九条—第一百一条)

附則 第一章 総則

(基金の目的)

第一条 農業者年金基金は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まつて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 農業者年金基金(以下「基金」という。)は、法人とする。(事務所)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。(登記)

第四条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。(名称の使用制限)

第五条 基金でない者は、農業者年金基金といふ名前を用いてはならない。

(民法の適用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

三人以内及び監事一人を置く。

常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができる者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に

1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(漁業又は林業の從事者の年金制度)

2 政府は、漁業又は林業に從事する者に対する年金制度について、すみやかに検討を加え、こ

1 第五日 脱退一時金及び死亡一時金(第五十三条—第五十八条)

第六日 給付の制限(第五十九条—第六十三条)

2 第五条 基金でない者は、農業者年金基金といふ名前を用いてはならない。

(民法の適用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

係る役員が次の各号の一に該当するときその他

役員たるに適しないと認めるときは、その役員

を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようととするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の從たる事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第十七条 基金に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

評議員は、農業者年金の被保険者及び学識経験を有する者のうちから、主務大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 第十条第一項の規定及び第二項並びに第十一条第二項の規定は、評議員について準用す

る。

8 前各項に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に關し必要な事項は、主務省令で定め

る。及び運営に關し必要な事項は、主務省令で定め

十二条の十九第一項の指定都市にあつては、単に「被保険者期間」という。を有する者で

区とする。

二 農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十号)第十条第一項第一号及び第二号の事

業をあわせ行なう農業協同組合

いては、法令により公務に從事する職員とみなす。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ

いては、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 通則

(業務の範囲)

第十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二節の規定により、農業者年金事業を行なうこと。

二 第三節の規定により、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡しを行ない、並びにこれらの取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 第二号に掲げる業務に附帯する業務

2 基金は、前項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、農業者年金の被保険者及び被保険者であつた者の福祉を増進するために必要な施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことができる。

(業務の委託)

第十二条 基金は、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる者に対し、その業務

評議員は、農業者年金の被保険者及び学識経験を有する者のうちから、主務大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 第十条第一項の規定及び第二項並びに第十一条第二項の規定は、評議員について準用す

一 市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、単に「被保険者期間」という。)を有する者で

ある場合におけるその被保険者期間

は、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

二 農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十号)第十条第一項第一号及び第二号の事

業をあわせ行なう農業協同組合

三 前二号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者

(任意加入被保険者)

2 前項の主務大臣の認可があつた場合には、同

項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかる

らず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十一条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二節 農業者年金事業

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(被保険者の資格)

第二十二条 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十号)の被保険者であつて、所有権又は使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利)をもつた者である。

2 以下同じ。に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものは、農業者年金の被保険者とする。

2 農業者年金の被保険者の資格に關する決定、農業者年金事業の給付に關する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡しに關する決

定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに關する決定を除く。)の一部を

の属する月の前月までの期間

二 その者が農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。)を有する者で

ある場合におけるその被保険者期間

は、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

三 經營移譲年金を受ける権利を有する者が第一項に規定する者に該当することとなつた場合は、単に「被保険者期間」という。を有する者で

ある場合におけるその被保険者期間

は、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

二 その者が農業者年金の被保険者期間(以下単に「被保険者期間」という。)を有する者で

ある場合におけるその被保険者期間

は、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

一 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう

者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前

条第一項の政令で定める面積以上であるが、政令で定める面積以上であるものうち、作

業の構成その他のその者の耕作の事業の態様に照らし、その事業の規模が同項に規定する者

の耕作又は養畜の事業の規模に準ずるものと

して主務省令で定める基準に適合する者

2 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう

農地法第二条第七項の農業生産法人(以下單に「農業生産法人」という。)の組合員又は社員で前条第一項に規定する者に該当する者

に「農業生産法人」という。の組合員又は社員で前条第一項に規定する者に該当する者に該当する者

2 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう農地法第二条第七項の農業生産法人の農地法

に「農業生産法人」という。の組合員又は社員で前条第一項に規定する者に該当する者に該当する者

2 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積以上である農地等の合計面積の総数で除して得た

面積と当該組合員又は社員が所有権又は使用

収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の合計面積の総合計が前条第一項の政令で定める面積以上である場合における

その組合員又は社員に限る。

3 その面積の合計が前条第一項の政令で定めた面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう

なう者の直系卑属で政令で定める要件に該当するもののうち、当該耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業の後継者として指定する一人の者（同項に規定する者に該当する者を除く。）

前条第二項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する者に該当することとなつた」とあるのは、「第二十三条第一項の規定による申出をした」と読み替えるものとする。

(資格取得の時期)

第二十四条 第二十二条の規定により農業者年金の被保険者となる者は、同条第一項に規定する者に該当することとなつた日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

2 前条第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

(資格の喪失)

第二十五条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つたときは、その日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

（資格の喪失）

第二十六条 農業者年金の被保険者は、その被保険者となるに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つたときは、その日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

1 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

2 第四十二条第一号又は第二号の経営移譲をしたとき。

3 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行なう耕作又は養畜の事業を廃止したとき。

4 第二十三条第一項第二号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二条第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあつては、その者が当該農業生産法人の組合員、社員若しくは農地法第二条第七項に規定する常時従事者でなくなり、又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権

に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行なう農業生産法人でなくなつたとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。）。

五 第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二条第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあつては、その者に對し、同号に規定する耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権又は使用収益権を移転しないでその事業を廃止したとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。）。

（資格の喪失の特例）

第二十七条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が第二十条第一項の政令で定める面積以上であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、同条の規定にかかわらず、基金の承認を受け、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

（任意脱退）

第二十八条 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

4 第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者は、前条、次条及び第二十条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たすに至つた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

（被保険者期間の計算）

第二十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに農業者年金の被保険者の資格を取得した場合は、この限りでない。

3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（届出）

第三十条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に關する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項を基金に届け出なければならない。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十二条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十三条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十四条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十五条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十六条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十七条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十八条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十九条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十二条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十三条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十四条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十五条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十六条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十七条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十八条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第四十九条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十二条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十三条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十四条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十五条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

第五十六条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

（国民年金法第八十七条の二の特例）

(年金額の改定)

第三十三条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応じるため、すみやかに、改定の措置が講ぜられなければならない。

（裁定）

第三十四条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

2 年金給付に係る受給権者は、その受給権を有することとなつたときは、滞滞なく、基金に対して前項の請求をしなければならない。

第三十五条 年金給付に係る受給権を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（年金の支給期間及び支給期月）

第三十六条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月から始め、

権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、その受給権が消滅したときは、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給を停止すべき事由が生じたとときは、（未支給給付）

第三十七条 年金給付又は脱退一時金に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は脱退一時金でまだそ

の者に支給しなかつたものがあるときは、その

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当时その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給

の年金給付又は脱退一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき順位者があるときは、その一人の受け取った請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

（不正利得の徴収）

第三十八条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第三十九条 受給権者は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付及び脱退一時金に係る受給権については、

国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。ただし、年金給付及び脱退一時金については、この限りでない。

第二日 經営移譲年金

（支給要件）

第四十一条 經営移譲年金は、農業者年金の被保

険者又は被保険者があつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

1 保険料納付済期間が二十年以上である者が、六十五歳に達する日前に経営移譲をしたとき。

2 保険料納付済期間が二十年に満たない者が、経営移譲をした後、六十歳に達する日前に保険料納付済期間が二十年に達したとき。

（経営移譲）

第四十二条 前条第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が次の各号に掲げる要件に該当することをいうものとする。

1 その廃止又は縮小が終了する日として主務省令で定める日の一年前の日（以下この条において「基準日」という。）においてその面積の合計が第二十三条第一項第一号の政令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者であつた者（以下「経営移譲者」という。）が、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

2 耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては、経営移譲者が、基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していいた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。）によ

三 耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては、経営移譲者が、处分対象農地等のうちそ

の者の日常生活に必要な最少限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、前号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養

畜の事業を縮小したものであること。

2 経営移譲者が、基準日後一年間に農業生産人に対する持分を取得した場合における前条の規定の適用については、前項の規定によることにより、当該耕作若しくは使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであるが、又は経営移譲者が、處

（支給要件）

分対象農地等のすべてについて、次のロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業を廃止したことである。

イ 農業者年金の被保険者である者（経営移譲による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く。）において「譲受適格被保険者」という。基金、農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人その他政令で定める者

ロ 経営移譲者の直系卑属（譲受適格被保険者を除く。）のうち政令で定める要件に該当する一人の者（経営移譲者が第二十三条第一項第三号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定した者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となり、引き続き農業者年金の被保険者となつてゐる者）

人その他の政令で定める者

又は第二号の経営移譲があつたものとする。

3 処分対象農地等のうちに小作地等(農地法第二条第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地をいう。以下同じ。)があり、又は処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が、基準日後一年内に、その小作地等の全部又は一部(処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあつては、その一部)についてその有する使用収益権を消滅させ、かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、その区分に応じ、その使用収益権を消滅させた小作地等についても、第一項第二号イ若しくはロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第三号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。

4 一 当該その他の処分対象農地等のすべてについて、第一項第二号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。
二 当該その他の処分対象農地等のうちに第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、同号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

5 一 在合において、経営移譲者が基準日後一年内に処分対象農地等のすべてについてその有する使用収益権の移転があつたものとみなし、経営移譲者が基準日後一年内に処分対象農地等のうち同項第三号の政令で定める面積以内の面積の小

作地等を除いた残余のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、

同項第三号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、処分対象農地等のうちに基準日後一年内に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて取用されたものその他政令で定めるものがあり、又は処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合について準用する。

第六十三条 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう農業生産法人の組合員又は社員である者(主務省令で定める者に限る。)についての第四十一条第一号又は第二号の経営移譲とは、前条の規定にかかるわらず、その者が当該農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しをしてその組合員又は社員でなくなり、かつ、その者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行なう耕作又は養蓄の事業を廃止し又は縮小した場合において、その持分の全部の譲渡し及びその事業の廃止若しくは縮小が次の各号に掲げる要件に該当することをいうものとする。

一 その持分の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日又はその事業の廃止若しくは縮小が終了する日として主務省令で定める日のいづれか遅い日の一年前の日(以下この条において「基準日」という。)において當該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等の合計面積を基準日におけるその組合員又は社員の面積の総合計が、第二十三条第一項第一号の支給停止(失権)

かつ、当該耕作又は養蓄の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

二 その者が前条第一項第二号イ又はロに掲げたものとみなす。

三 その者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等(その者が基準日後一年間に農業生産法人に対する持分を取得したときは、その取得に係る持分を含む。)の全部の譲渡しをしたものであること。

4 一 農地等の所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせていた農地等(その者が基準日後一年間に農地等について所有権若しくは使用収益権を取得し又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせていた農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。)について、前条(同条第一項第一号及び第二項を除く。)の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小したものであること。

(年金額)

第四十四条 経営移譲年金の額は、受給権者が六十五歳に達する日の属する月までの分については第一号に掲げる額とし、受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分については第二号に掲げる額とする。

二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう農業生産法人の組合員又は社員となつたとき。

第三目 農業者老齢年金

(支給要件)

第四十五条 経営移譲年金に係る受給権者

二 その者に該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一 経営移譲年金に係る受給権者

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済期間が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であつたもの

第四十六条 経営移譲年金は、受給権者が六十歳未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。ただし、受給権者が疾病又は負傷により政令で定める程度の廃疾の状態にあ

る場合におけるその廃疾の状態にある期間については、この限りでない。

2 経営移譲年金は、前項の規定による場合のか、受給権者が次の各号のいづれかに該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

一 農地等の所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせていた農地等の返還を受けて、その取得又は返還に係る農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう者となつたとき(その者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号ロに掲げる者に對して農地等の所有権又は使用収益権を移転した受給権者以外の者である場合には、その取得又は返還に係る農地等につき耕作又は養畜の事業を行なうことにより、その者が同項第三号の政令で定める面積をこえる面積の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養蓄の事業を行なう者となつた場合に限る。)

二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう農業生産法人の組合員又は社員となつたとき。

第三目 農業者老齢年金

(支給要件)

第四十六条 経営移譲年金に係る受給権者

二 その者に該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一 経営移譲年金に係る受給権者

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済期間が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であつたもの

第四十七条 農業者老齢年金は、百八十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

第四十八条 農業者老齢年金の額は、百八十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

(準用規定)

第四十九条 第四十五条の規定は、農業者老齢年金について準用する。

第四日 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第五十条 大正五年一月以前に生まれた者

(被保険者の適用除外)

(昭和四十六年一月一日において五十五歳をこ

とす。

大正十年一月一日以前に生まれた者	(五十歳をこえる者)	五年
大正十年一月二日から大正十一年一月一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	六年
大正十一年一月二日から大正十二年一月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	七年
大正十二年一月二日から大正十三年一月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	八年
大正十三年一月二日から大正十四年一月一日までの間に生まれた者	(四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者)	九年
大正十四年一月二日から大正十五年一月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十六歳をこえない者)	十年
大正十五年一月二日から昭和二年一月一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	十一年
昭和二年一月二日から昭和三年一月一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	十二年
昭和三年一月二日から昭和四年一月一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十三年
昭和四年一月二日から昭和五年一月一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十四年
昭和五年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)	十五年
昭和六年一月二日から昭和七年一月一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十六年
昭和七年一月二日から昭和八年一月一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十七年
昭和八年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十八年
昭和九年一月二日から昭和十年一月一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十九年

(経営移譲年金の額についての特例)

第五十二条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十年未満であり、かつ、保険料納付済期間が五年以上であるものに支給あらわしたものである。

える者は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、農業者年金の被保険者としない。

(年金の受給資格期間等についての特例)

第五十一条 次の表の上欄に掲げる者について準用する場合を含む)、第四十一条第一号

及び第二号並びに第四十七条第二号中「二十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。

の者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第二号に掲げる額と同条第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 八百円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 八十円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

(第五日 脱退一時金及び死亡一時金)

(脱退一時金の支給要件)

第五十三条 脱退一時金は、資格喪失日(農業者年金の被保険者の資格を喪失した日)を以降の前日において資格喪失日又は死亡日の前日同じ)の前日において資格喪失日又は死亡日の前の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済

期間が三年以上である者が農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合に、その者に支給する。ただし、その者が第四十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、この限りでない。

(死亡一時金の支給要件)

(死亡一時金の支給要件)

第五十四条 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が

六十五歳に達する日前に死亡した場合において、その者に遺族があるときには、その遺族に支給する。ただし、その死亡した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 経営移譲年金の支給を受けた者であるとき。

二 支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けないものがある者であるとき。

三 脱退一時金に係る受給権者であるとき。

(遺族の範囲及び順位等)

第五十五条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死の当时その者と生計を同じくしていたものとする。

2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してしたものとみなす。

(金額)

第五十六条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、日における保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(脱退一時金の支給の効果)

第五十七条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた農業者年金の被保険者であつた期間は、農業者年金の被保険者でなかつたものとみなす。

(脱退一時金の失権)

第五十八条 脱退一時金に係る受給権は、受給権者が農業者年金の被保険者となつたときは、消滅する。

(第六日 給付の制限)

第五十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾について

は、第四十六条第一項ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指

示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、基金は、

第四十六条第一項ただし書の規定を適用しないことができる。

第六十一条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死させた者の遺族には、支給しない。農業者年金の

る。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第七十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に徴収するものとする。

(時効)

第七十六条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この節の規定による徴収金についての第七十三条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中の効力を有する。

(期間の計算)

第七十七条 この節又はこの節に基づく命令に規定する期間の計算については、この節に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十八条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対し、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を

行なうことができる。

(届出等)

第七十九条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第三十条に規定する事項を届け出なければならない。

2 受給権者は、主務省令で定めるところにより、基金に対し、主務省令で定める事項を届け出、かつ、主務省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならぬ。

(農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)

第八十条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関する農業者年金の被保険者に質問させることができる。

2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関する農業者年金の被保険者に質問させることができる。

(農地等の売渡し)

第八十二条 基金は、農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるよう、政令で定めるところにより、

六条第一項ただし書に該当する者に対し、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを求め、又はその職員に、その廃疾の状態を診断させることができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により質問を行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資金の貸付け)

第八十三条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める者で離農希望者から農地等を取得しようとするものに対し、その農地等の

第三節 農地等の買入れ及び売渡し等

(農地等の買入れ)

第八十一条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める者で農地等につき行なう耕作又は養畜の事業を廃止しようとすると者(その

行なう耕作又は養畜の事業を第四十二条第一項で定めるところにより、第三十条に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号で定めるところにより、第三十条に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

4 第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等申出に応じ、その者が所有する農地等で農用地につき行なうものに縮小しようとする者を含む。以下「離農希望者」という。の申出があつた場合には、政令で定めるところにより、その申出に応じ、その者が所有する農地等で農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるものを買入れることができる。

2 基金は、前項の規定により農地等を買入れる場合において、その買入れに係る農地等の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、その買入れに係る農地等の所有者が所有する附帯施設(農地等の農業上の利用のために必要な土地、立木、建物、工作物又は水の使用に関する権利をいう。以下同じ。)をあわせて買入れることができる。

(農地等の売渡し)

第八十二条 基金は、農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるよう、政令で定めるところにより、

農業者年金の被保険者その他農林省令で定める者に対し、前条第一項又は第二項の規定による

買入れに係る農地等又はその附帯施設を売り渡さなければならない。ただし、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当となつた農地等又はその附帯施設については、この限りでない。

2 前項の規定によつて診断を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(事業年度)

第八十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第八十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

8 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

9 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

10 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

11 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

12 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

13 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

14 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

15 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

16 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

17 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

18 前項の規定によつて認可を受けなければならない前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

取得に必要な資金(その農地等の農業上の利用のために必要な附帯施設で当該離農希望者が所持するものをあわせて取得するのに必要な資金

を含む。)の貸付けを行なうことができる。

2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件に適合する場合に限り、するものとする。

3 農地の集団化その他農地保有の合理化に資する見地からみて、必要で、かつ、適切であると認められるものであること。

4 第四章 財務及び会計

2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件に適合する場合に限り、するものとする。

3 農地の集団化その他農地保有の合理化に資する見地からみて、必要で、かつ、適切であると認められるものであること。

「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(借入金の制限)

第八十八条 基金は、借入金をしてはならない。

ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第八十九条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計等に関する事項の主務省令への委任)

第九十一条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

第九十二条 基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第十二条第一項の規定による委託を受けた者(以

下「受託者」という。)に対し、その業務に関する事項について、農林大臣

報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受

託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは受

託された事務所に立ち入り、業務の状況若しくは受

れに附帯する業務を含む。)に関する事項につ

いては、農林大臣

報告をさせ、又は虚偽の届出をした者

の行政機関とみなして、これらの法令を適用す

る。

第二百一十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令

については、政令で定めるところにより、基金を国

の行政機関とみなして、これらの法令を適用す

る。

第二百一十八条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、主務省令で定める。

(施行手続等の主務省令への委任)

四十六年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第三章第二節第一款、第五十条、第五十

一条、第三章第二節第三款中保険料に関する部

分並びに附則第六条及び第七条の規定は、昭和

(基金の設立)

第二百一十九条 厚生大臣及び農林大臣は、基金の理事長又は監事

となるべき者は、基金の成立の時ににおいて、こ

の法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第二百二十条 設立委員は、基金の設立の準備を完了したと

きは、遅滞なく、その旨を厚生大臣及び農林大

臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項

の規定により指名された理事長となるべき者に

引き継がなければならぬ。

第二百二十二条 第二項第一項の規定により指名され

た理事長となるべき者は、前条第二項の規定に

よる事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、

政令で定めるところにより、設立の登記をしな

ければならない。

第二百二十三条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に農業者年金基金

という名称を使用している者については、第五

条の規定は、この法律の施行後六箇月は、適用

しない。

第六条 附則第一項第一号に規定する規定の施

行の際現に第二十二条第一項に規定する者に該

当している者についての第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「同条第一項に規定する者に該当することとなつた日」とあるのは、「附則第一条 ただし書に規定する規定の施行の日」とする。

第七条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行後最初の保険料の額は、第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、一月につき七百五十円とする。

2 國庫は、前項の保険料の額の適用がある間は、毎年度、基金に対し、納付された保険料（第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。）一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助する。

第八条 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十日までの間ににおいて基金が行なう農地等の買入れ及び農地等の取得に必要な資金の貸付けについては、第八十一条第一項又は第八十三条第二項第一号中「区域内」とあるのは、「区域内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域で農林大臣の承認を受けた基金が定める区域内」とする。

第九条 基金の最初の事業年度は、第八十五条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第八十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（基金の業務の範囲に係る経過的特例）

第十二条 基金は、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、第十九条に規定する業務のか、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養育の事業を行なう者で農業者年金の被保険者でないもの（経営移譲年金に係る

二、その經營移譲に係る第四十二条又は第四十三条の基準日においてその事業に供されていなかった農地等のうちその者の所有に係るもの（政令で定めるものを除く。）の面積の合計が政令で定める面積以上である耕作又は養畜の事業に係る經營移譲であること。

政府は、予算の範囲内で、基金に対し、前項の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

第一項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十九条第二項中「前項の規定により行なう業務」とあるのは「前項及びその附則第十一条第一項の規定により行なう業務」と、第二十条第一項中「並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する業務」（これに附帯する業務を含む。）に係る経理によるのは「同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務（これに附帯する業務を含む。）」とあるのは「業務を含む。」及び附則第十一条第一項に規定する

<p>第三条第一項第七号の次に次の二号を加える。</p> <p>七の一 農業者年金基金が農業者年金基金法 (昭和四十五年法律第 号)第十九条第 一項第二号に掲げる業務の実施により所有 権を取得する場合</p> <p>第七条第一項第七号の次に次の二号を加え る。</p> <p>七の二 農業者年金基金が所有し、かつ、農 業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲 げる業務の実施により売り渡すまでの間一 時貸し付けている小作地</p> <p>(所得税法の一部改正)</p>
<p>農業者年金基金</p>
<p>農業者年金基金法 (昭和四十五年法律第 号)</p>
<p>農業者年金基金法 (昭和四十五年法律第 号)</p>
<p>(法人税法の一部改正)</p>
<p>第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号) の一部を次のようにより改正する。</p> <p>別表第二第一号の表中農業協同組合中央会の 項の次に次のように加える。</p>
<p>別表第三中港湾労働法(昭和四十年法律第二十三 号)に定める納付金その他の徴収金の納付 に関する文書の項の次に次のように加える。</p>
<p>(印紙税法の一部改正)</p>
<p>第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三 号)の一部を次のようにより改正する。</p>
<p>別表第三中港湾労働法(昭和四十年法律第二百 二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付 に関する文書の項の次に次のように加える。</p>

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第 号)第十九条第一項第一号(業務の範囲)に掲 げる農業者年金事業に関する文書	農業者年金基金又は同法第二十条第一項 第二号に規定する農業協同組合
--	--------------------------------------

(登録免許税法の一部改正)
第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。
別表第三中二十六の項の次に次のよう加える。

二十六の二 農業年金 十五年法律第 号)	農業者年金基金法(昭和四 五年法律第 号)
一 事務所用建物の所有権 の取得登記又は当該建物 の敷地の用に供する土地 の権利の取得登記	一 事務所用建物の所有権 の取得登記又は当該建物 の敷地の用に供する土地 の権利の取得登記
二 農業者年金基金法第十 九条第一項第二号及び第 二項(業務の範囲)に規定 する業務のための別表第 一の第一号に掲げる登記	二 農業者年金基金法第十 九条第一項第二号及び第 二項(業務の範囲)に規定 する業務のための別表第 一の第一号に掲げる登記

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 国民年金法(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のよう改正する。

附則第二十九条を次のよう改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第五条中第六十二号の八を第六十二号の九とし、第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の大を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二条の六 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国民年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の七」を「第六十二号の八」に改める。

別表

資格喪失日又は死亡日の前日における保険期間	金	額
三年以上	三〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円
四年以上	四〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
五年未満	五〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円
五年以上	六年未満	一一〇、〇〇〇円
六年未満	七年未満	一二五、〇〇〇円
七年未満	八年未満	一四五、〇〇〇円
八年未満	九年未満	一七〇、〇〇〇円
九年未満	一〇年未満	一八五、〇〇〇円
一〇年未満	一一年未満	一九五、〇〇〇円
一一年未満	一二年未満	二一五、〇〇〇円
一二年未満	一三年未満	二二五、〇〇〇円
一三年未満	一四年未満	二三〇、〇〇〇円
一四年未満	一五年未満	二四五、〇〇〇円
一五年未満	一六年未満	二六〇、〇〇〇円
一六年未満	一七年未満	二七五、〇〇〇円
一七年未満	一八年未満	二九〇、〇〇〇円
一八年未満	一九年未満	三〇五、〇〇〇円
一九年未満	二〇年未満	三二〇、〇〇〇円
二〇年未満	二一年未満	三三五、〇〇〇円
二一年未満	二二年未満	三五〇、〇〇〇円
二二年未満	二三年未満	三六五、〇〇〇円
二三年未満	二四年未満	三八〇、〇〇〇円
二四年未満	二五年未満	三九五、〇〇〇円
二五年未満	二六年未満	四一〇、〇〇〇円
二六年未満	二七年未満	四二五、〇〇〇円
二七年未満	二八年未満	四四〇、〇〇〇円
二八年未満	二九年未満	四五五、〇〇〇円
二九年未満	二〇年未満	四七〇、〇〇〇円
二〇年未満	二一年未満	四八五、〇〇〇円
二一年未満	二二年未満	五〇〇、〇〇〇円
二二年未満	二三年未満	五一五、〇〇〇円
二三年未満	二四年未満	五三〇、〇〇〇円
二四年未満	二五年未満	五四五、〇〇〇円
二五年未満	二六年未満	五六〇、〇〇〇円
二六年未満	二七年未満	六〇、〇〇〇円
二七年未満	二八年未満	六五、〇〇〇円
二八年未満	二九年未満	七〇、〇〇〇円
二九年未満	三〇年未満	七五、〇〇〇円
三〇年未満	三一年未満	八〇、〇〇〇円
三一年未満	三二年未満	八五、〇〇〇円
三二年未満	三三年未満	九〇、〇〇〇円
三三年未満	三四年未満	九五、〇〇〇円
三四年未満	三五年未満	一〇〇、〇〇〇円
三五年未満	三六年未満	一〇五、〇〇〇円
三六年未満	三七年未満	一一〇、〇〇〇円
三七年未満	三八年未満	一一五、〇〇〇円
三八年未満	三九年未満	一二〇、〇〇〇円
三九年未満	三〇年未満	一二五、〇〇〇円

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農業者の老後生活の安定に資するとともに、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与するため、農業者の經濟移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して離農希望者の農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なう機関として農業者年金基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○芳賀議員　ただいま議題となりました、芳賀貢外十四名提出にかかる、農民年金法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

わが國農業は、國民食糧の安定的供給という重要な國家的使命を通じ、社會經濟の發展に大きく寄与してまいりましたが、そのにない手である農民に対する社会保障制度は、ほとんど見るべきものがないというのが実情であります。

わが國農業は、國民年金法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

わが國農業は、國民食糧の安定的供給といふ重要な國家的使命を通じ、社會經濟の發展に大きく寄与してまいりましたが、そのにない手である農民に対する社会保障制度は、ほとんど見るべきものがないというのが実情であります。

わが國農業は、國民年金法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

ければなりません。

このよろんな実情に対処し、わが党といたしましては、日本国憲法第二十五条に規定する国民の生存権保障の理念に基づき、さらに国民年金法第七条の指向する、二十歳以上六十歳未満の日本国民は、國民年金の被保險者とする原則規定を踏まえつつ、いわゆる各種公的年金制度を改善の上、これらを統合一元化し、国民ひとしく老後生活が保障されるべきとする立場を堅持しつつも、当面、農民の老後保障の充実を中心とした農民独自の年金制度の必要性を強く主張してまいりましたのであります。

今回、政府から農業者年金基金法案が提出されました。おそらくこれは去る昭和四十二年一月の衆議院総選挙の際に、佐藤總理が「農民にも恩恵を」といひかけで、農民の老後保障を公約をしたことに對する実現措置と思われるのであります。

農業の生産と供給に挺身した、農民に対する老後保障の充実といふ、農民側の願望とはあまりにもかけ離れたものであります。その名は農業者年金といえ、その実は構造政策の一環をなす政策年金以外の何ものでもありません。

このよろんな制度に、はたして農民が魅力を持つでありますようか、これが農民にも恩給を」といえ、その実は構造政策の一環をなす政策年金といふのであります。

第三に、農民であつて、國民年金の被保險者である者は、農民年金の被保險者となることとしてあります。なお、ここにおいて農民とは、農地等を使用してみずから耕作、養畜または養蚕の事業を営む者、これと生計を同じくする親族であつております。なお、ここにおいて農民とは、農地等を常時従事者をさし、その具体的な基準については政令で定めることとしております。

第四に、本制度による給付は、農民老齢年金、農民障害年金、遺族年金、脱退一時金及び死亡一時金の五種類とし、それぞれの支給要件、年金額等を定めております。

まず、農民老齢年金については、保険料納付済み期間が二十年以上である者が、六十歳に達したときに支給され、その額は、七百五十円に保険料納付済み期間の月数を乗じて得た額としており、すなわち、年額で十八万円、月額で一万五千円の老齢年金を給付するものであります。

次に、農民障害年金については、保険料納付済み期間一年以上の障害者に対し、保険料納付済み期間を乗じた額を基準として、障害の度合に応じ一定額を支給することとしており、なお、この

ずから農業に從事するすべての農民を対象にした農民年金制度を創設し、國民年金の給付と相まつて、農民の生活の安定及び福祉の向上をはかり、農村の次代をになう青年に希望を与えて、農業の振興と長期の發展に資することをねらいとして、こ

とに本案を提出した次第であります。

以下本案のおもな内容について申し上げます。

第一に、農民年金制度は、農民の老齢、障害または死亡について必要な給付を行ない、國民年金の給付と相まつて、農民の生活の安定及び福祉の向上をはかり、もって農業の振興に資することを目的としております。

第二に、農民年金事業は、政府が管掌することとし、その事務の一部は都道府県知事または市町村長に行わせることとしております。

第三に、農民であつて、國民年金の被保險者である者は、農民年金の被保險者となることとしてあります。なお、ここにおいて農民とは、農地等を使用してみずから耕作、養畜または養蚕の事業を営む者、これと生計を同じくする親族であつております。なお、ここにおいて農民とは、農地等を常時従事者をさし、その具体的な基準については政令で定めることとしております。

第六に、経過措置として、昭和四十六年一月一日現在において、六十歳をこえる者で、連続して十年以上、もっぱら農業を営み、または農業に從事した農民に対しては、無拠出により、月額千五百円の農民福祉年金を支給するとともに、同日ににおいて五十五歳をこえる者は、この制度の被保險者とはしませんが、その者が六十歳になり、その者に対する連続して十年以上、農民である場合に、その者に対しても、同じく無拠出による月額一千五百円の農民福祉年金を支給することとしております。

第七に、農民年金の給付に必要な財源としての保険料については、被保險者一人につき月額七百五十円の保険料を納付することとしておりますが、年金給付に要する費用の百分の七十五に相当する額を國の負担として補助することとし、なお、経過措置としての農民福祉年金の給付に要する費用、並びに本制度運用に必要な事務費については、全額を國の負担とすることとしております。

第八に、附則において、農民年金制度の実施に必要な諸規定を設けておりますとともに、われわれは、かねてから農民・漁民のすべてを対象にした特別の年金制度の創設を主張してきた経緯にかんがみまして、特に本法の附則において、政府は漁業または林業に從事する者に対する年金制度に

付済み期間の二十年に満たない者は二百四十月として最低保障額を定めることとしております。

その他、遺族年金、脱退一時金、死亡一時金については、他の公的年金に準じて支給することといたします。

なお、制度発足の当初においては、年金受給に必要な拠出期間を年齢に応じ、五年まで短縮することともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第五に、農民年金の給付は、國民生活水準との他の事情に著しい変動が生じた場合には、これに對応して、すみやかに改定の措置を講ずることとしております。

第六に、農民年金制度を創設し、國民年金の給付と相まつて、農民の老齢、障害または死亡一時金に對しては、農業の生活の安定及び福祉の向上をはかり、もって農業の振興と長期の發展に資することをねらいとして、こに本案を提出した次第であります。

以下本案のおもな内容について申し上げます。

第一に、農民年金制度は、農民の老齢、障害または死亡について必要な給付を行ない、國民年金の給付と相まつて、農民の生活の安定及び福祉の向上をはかり、もって農業の振興と長期の發展に資することをねらいとして、こに本案を提出した次第であります。

このよろんな実情に対処し、わが党といたしましては、日本国憲法第二十五条に規定する國民の生存権保障の理念に基づき、さらに國民年金法第七条の指向する、二十歳以上六十歳未満の日本国民は、國民年金の被保險者とする原則規定を踏まえつつ、いわゆる各種公的年金制度を改善の上、これらを統合一元化し、國民ひとしく老後生活が保障されるべきとする立場を堅持しつつも、当面、農民の老後保障の充実を中心とした農民独自の年金制度の必要性を強く主張してまいりましたのであります。

今回、政府から農業者年金基金法案が提出されました。おそらくこれは去る昭和四十二年一月の衆議院総選挙の際に、佐藤總理が「農民にも恩恵を」といひかけで、農民の老後保障を公約をしたことに對する実現措置と思われるのであります。

農業の生産と供給に挺身した、農民に対する老後保障の充実といふ、農民側の願望とはあまりにもかけ離れたものであります。その名は農業者年金といふのであります。

第三に、農民であつて、國民年金の被保險者である者は、農民年金の被保險者となることとしてあります。なお、ここにおいて農民とは、農地等を使用してみずから耕作、養畜または養蚕の事業を営む者、これと生計を同じくする親族であつております。なお、ここにおいて農民とは、農地等を常時従事者をさし、その具体的な基準については政令で定めることとしております。

第四に、本制度による給付は、農民老齢年金、農民障害年金、遺族年金、脱退一時金及び死亡一時金の五種類とし、それぞれの支給要件、年金額等を定めております。

まず、農民老齢年金については、保険料納付済み期間が二十年以上である者が、六十歳に達したときに支給され、その額は、七百五十円に保険料納付済み期間の月数を乗じて得た額としており、すなわち、年額で十八万円、月額で一万五千円の老齢年金を給付するものであります。

次に、農民障害年金については、保険料納付済み期間一年以上の障害者に対し、保険料納付済み期間を乗じた額を基準として、障害の度合に応じ一定額を支給することとしており、なお、この

ついて、すみやかに検討を加え、本案による年金給付と同一水準の給付が行なわれるよう、措置しなければならないことを規定いたしてあります。

最後に、この農民年金制度は、昭和四十六年一月一日より発足させることいたしてあります。が、本制度が国民年金制度との併用で運用される趣旨にかんがみ、国民年金制度の抜本的改正をはかり、国民年金においても、保険料納付済み期間を二十年に短縮し、満六十歳で月額一万五千円の老齢年金の給付が行なわれ、国民年金と農民年金の併給により、六十歳で一人月三万円、夫婦が六万円の老齢年金の実現の緊要なことを特に強調いたすものであります。

以上、農民年金法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

○草野委員長 倉石農林大臣 何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○倉石国務大臣 農業者年金基金法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年におけるわが国経済の高度成長のうちに

あって、農業がその生産性の向上をはかりつつ国民食糧その他の農産物の安定的な供給を行ない、農業者に他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようになります。

農業がこの要請に十分にこたえるためには、資質のすぐれた経営担当者による規模の大きくな農業経営によって、農業生産の相当部分が担当されることが必要であり、このため、農業の構造改善のための各般の施策を総合的に推進し、次代になら優秀な後継者が将来に希望と自信を持って安心して営農にいそしめる基盤を確立することが必要であると考えるのであります。

ところで、優秀な経営担当者の確保、経営移譲の促進、経営規模の拡大等は、農業者の老後生活の安定と密接に関連している面があるのであります。して、このような観点から、農業者年金制度を創

設することともに、これを補完するため、この制度の対象とならない老齢または零細経営主に対し離農付金を支給することとし、また、離農を希望すればならないことを規定いたしてあります。

農給付金を支給することとし、また、離農を希望すればならないことを規定いたしてあります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに関連して農地等の買入人れ及び売り渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することとしております。

第二に、基金の業務は、農業者年金事業を行なうこと、農地等の買入人れ及び売渡し並びに農地等の取得に必要な資金の貸付けを行なうこととしております。

第三に、被保険者以外の者が経営移譲をした場合に離農給付金を支給する業務を行なうことができるとしております。

第四に、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務に関する規定であります。

第五に、基金が行なう資金の貸し付けは、農業者年金の被保険者等が、離農しようとする者から、一定の区域内にある農地等を買入れることができるとしており、その貸し付けは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようにならなければならないものとしております。

第六に、基金が行なう資金の貸し付けは、農業者年金の被保険者等が、離農しようとする者から、一定の区域内にある農地等を取得しようとする場合に行なうものとしております。

第七に、農業者年金の被保険者は、任意加入の被保険者につきましては、第二十三条に規定しております。農地等の面積が当然加入の被保険者の農地等の面積未満であっても作目積の合計が政令で定める面積以上であるものは、当然に被保険者となるものとしております。ただ、年金受給権の取得に必要な拠出期間を満たすことができないことが明らかな者は、被保険者から除外することとしております。

第八に、給付される年金額につきましては、経営移譲をした者に対しては、六十歳から六十五歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてや

ります。また、経営移譲をしておらず、六十歳から六十五歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は一定額の年金を支給することとしておりま

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な拠出期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

まず、国庫は、毎年度、経営移譲年金の給付に対する費用の三分の一に相当する額を負担することといたしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対し、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対し、この当初の保険料一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務に関する規定であります。

第六は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第七は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第八は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第九は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第十は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第十一は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

第十二は、基金が行なう農地等の買入人れ及び売渡し等の業務についての規定であります。

ので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一章は、基金の目的、事務所等について定めた總則的な規定であります。

第二章は、基金の組織に関する規定であります。基金に、役職員のほか、被保険者等のうちから任命された評議員三十人以内で組織する評議員会を置き、理事長の諮問に応じ基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議することとしております。

第三章は、基金の目的、事務所等について定めた總則的な規定であります。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しておりまして、その一は、農業者年金事業に係る監督等について所要の規定を置いております。

て、給付の種類は、經營移譲年金、農業者老齢年

金、脱退一時金及び死亡一時金とし、それぞれ、支給要件と支給額を定めています。

經營移譲年金は、保険料を二十年以上納付した者が後継者または他の農業者年金の被保険者等に經營移譲をした場合に六十歳から支給することとしておりますが、その者が廃疾の状態にある場合には六十歳未満であっても支給することとしております。

農業者老齢年金は、經營移譲年金の受給権者のほか、六十歳まで被保険者であった者で保険料納付済み期間が二十年以上であるものに対して支給するものとし、その額は、保険料納付済み期間が二十五年の場合月額四千五百円としております。なお、これらの年金額につきましては、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、所要の改定措置を講ずることとしております。

また、脱退一時金及び死亡一時金は、保険料納付済み期間が三年以上である者が中途脱退し、または死亡した場合にその者または遺族に対して、保険料納付済み期間に応じて、一定額を支給することとしております。

經營移譲年金の支給要件としての經營移譲につきましては、第四十二条及び第四十三条に規定しております。經營移譲の相手方は、その者の直系卑属で一定の要件に適合する一人の者です。後継者であるか、農業者年金の被保険者等でなければならないものとしておりまして、後継者に移譲する場合には、その經營にかかる農地等のすべてについて所有権または使用収益権を移転しなければならないものとし、農業者年金の被保険者等に移譲する場合には、その經營にかかる農地等のうち一定規模以内の自留地を除いたすべてについて所有権または使用収益権を移転するか、使用収益権を設定しなければならないものとしております。

なお、農業生産法人の組合員等である者が經營移譲をする場合には、その持ち分のすべてを譲渡しなければならないものとしております。

さらに、これらに関連して、その被保険者の資格に關する決定、給付に關する決定等についての

不服を審査する機関として、委員九人からなる審査会を置くこととしております。

次に、基金が行なう第二の業務である農地等の買い入れ及び売り渡し等の業務につき申し上げます。

基金は、農業者年金の被保険者等が離農しよろとする場合に、その申し出を受けて、農用地区域内にある農地等を買入入れることができるものとし、また、農業者年金の被保険者等が、離農しようとするとする者から、農用地区域内にある農地等を取得しようとする場合に、農地等の取得に必要な資金の貸し付けを行なうことができるものとしておりますが、経過的措置として昭和五十年三月三十日までの間は、農用地区域に準ずる一定の地域内の農地等であつてもこれを買入入れ、あるいはこれの買入入れに要する資金を貸し付けることができるものとしております。

第五章以下は、監督その他の規定であります。附則におきましては、基金の設立手続、所要の経過規定、関係法令の改正規定を設けるほか、離農給付金の支給業務に関する規定を置いておりまして定めております。

第四章は、基金の財務及び会計に關する規定であります。区分經理、予算、事業計画等についての主務大臣の認可、余裕金の運用方針等についての二階建て、三階建てではできないのでありますから、どうしてもだれかがだれかに土地を割譲するというようなことが、規模拡大にとっては当然行なわれる措置であります。そういうような場合に、つまり離農をするといふような方のこととも考え、また農業の近代化をはかっていくためには、これはどうしても經營の若返りといふことも大切なことであります。ところが、身上全部渡してしまふのもいいが、小づかいにも困るというのでは困るのであります。六十五になれば国民年金はもうあるけれども、もう少し早い時期に、經營の若返りをはかるうといふよろな点から、六十歳ぐらいうから年金を支給するといふよろなことで、經營の若返りを促進をする、こういうことが農業近代化につながる道であります。それとともに、やはり、農業をやつてこられた方が子供に經營を移譲いたしましても、老後の生活安定といふよろなことは大切なことでありますから、その生活の安定に資するための年金ということで、国民年金にさらに上のせをした年金をこしらえよう、まあ要約すれば大体そういうふうに言えるだろうと思います。

の補足説明を終ります。

○草野委員長 引き続き両案の質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森下元晴君。

○森下(元)委員 ただいま農林大臣よりの提案理由の説明がありました農業者年金基金法案について、農政の基本問題に触れながら若干の御質問を申し上げたいと思います。

昭和三十六年に近代農業の憲法といわれております農業基本法ができまして、戦中、戦後二十年余にわたった米麦中心の食糧増産一本の農政が大きく転換いたしまして、食糧の安定供給のかたわら、経済の発展に伴つて農業の近代化のための構造改善、また選択的拡大、こういう方面に農政の方向が向いてきたわけでござります。しかし、農業は土地が生産資本であるし、また自然条件の制約、風土的な特殊性、流通機構の複雑な内容をかえておるために、身軽な他の産業のように簡単に急転換できず、その間に貿易の自由化、また急速な経済成長による農村より他産業への人口流出、また食生活の変化等、農業を取り巻く環境はめまぐるしく変わりまして、その上慢性的な豊作によりまして米作の生産調整が迫られる事態となり、事ここに至ります。佐藤総理も去る四月二日告げたのでござります。佐藤総理も去る四月二日本会議提案の際に、社会党の田中議員の質問に答えて、次のように申されております。「七〇年初頭における農業の課題は、何をおいても古くから十年をこえない慣習などとし、その給付金は、一定規模以上の農地等について耕作または經營の若返りをはかるうといふよろな点から、六十歳ぐらいうから年金を支給するといふよろなことで、經營の若返りを促進をする、こういうことが農業近代化につながる道であります。それとともに、やはり、農業をやつてこられた方が子供に經營を移譲いたしましても、老後の生活安定といふよろなことは大切なことでありますから、その生活の安定に資するための年金ということで、国民年金にさらに上のせをした年金をこしらえよう、まあ要約すれば大体そういうふうに言えるだ

り説明がございましたこの年金基金法案は最重要法案であります。農業団体の方々、また農家の方々は、この法案が一日も早く施行されることを待ちに待つておるよう思います。

私はまず最初に、ちょうど農林大臣がおいでになりましたので、農林政務次官にお尋ねをしたいと思います。この法案の立法の精神と申しますか、年金制度のねらいについて、まず御説明を願いたいと思います。

○渡辺政府委員 農業者年金制度のねらいは何か、こういうことであります。まあ一口で言えれば、ただいま森下委員がお話しになつているような農業情勢に対処するためだ、こう言い得る思ひであります。つまり、それは農業の規模の拡大をはかつていくというためには、なんばや畠の二階建て、三階建てではできないのでありますから、どうしてもだれかがだれかに土地を割譲するというようなことが、規模拡大にとっては当然行なわれる措置であります。そういうような場合に、つまり離農をするといふよろな方のこととも考え、また農業の近代化をはかっていくためには、これはどうしても經營の若返りといふことも大切なことであります。ところが、身上全部渡してしまふのもいいが、小づかいにも困るというのでは困るのであります。六十五になれば国民年金はもうあるけれども、もう少し早い時期に、經營の若返りをはかるうといふよろな点から、六十歳ぐらいうから年金を支給するといふよろなことで、經營の若返りを促進をする、こういうことが農業近代化につながる道であります。それとともに、やはり、農業をやつてこられた方が子供に經營を移譲いたしましても、老後の生活安定といふよろなことは大切なことでありますから、その生活の安定に資するための年金ということで、国民年金にさらに上のせをした年金をこしらえよう、まあ要約すれば大体そういうふうに言えるだ

らうと思います。

○森下(元)委員 ただいまの御答弁によりまして、農民の方々の老後の生活の安定という課題に

昭和四十五年四月二十三日

加えまして、日本農業の当面する緊急かつ重要な問題である農業の構造改善推進のため、必要な優秀な経営担当者の確保。そして経営移譲の促進と

経営規模の拡大という農政上の要請にあわせました。一方的に社会福祉面から農政のて入れを示され

る、きわめて適切な制度であると思います。

なお、社会党から提出されました農民年金法案、非常にけつこうな内容を思いますけれども、

新しい農政の前進をはばむ問題は数多くあります。たとえば価格が国際的に見ると非常に高い、

それから保有面積が非常に小さいために、機械化、省力化の時代にございまして労働生産性がき

わめて低い、また自立經營農家、專業農家が減少しておしまして、二割にも足りない。つまり昔農

いたしましても、豊作貧乏でありますとお先づ暗であるというのが現在の農業でございます。この法案は、これらを解決するための適切なる特効的的な内容を持つておるよう思います。

そこで厚生省にお聞きしたいと思ひますけれども、国民年金制度の目的は、先ほど申しました

ように社会政策のみでございまして、この農業者年金のほうは、その上に農業の政策推進のいわゆる政策目標をあわせて盛つておるところに意義があ

るわけござります。そういうことで、将来他産業においても政策目的を掲げたこのよしななケー

るかどうか、この点について厚生省にお伺いした

○山下説明員 一般的な老後保障といたしまして

は、昨年国民年金の大幅な改善もございまして、一応の御要請にこたえられるようになつておる

と思うのでござりますが、ただいまお話をございましたように、農業につきましてはただいま非常に

その近代化が呼ばれる特別な事情があるといふこと、このよしなな基金が制定せられることになつたわけでございますが、私どもただいまのところは、同じような事情のあるものが他に特別存在す

るというふうには、ただいまのところは考えておらないわけござります。

○森下(元)委員 この法案は、農業構造政策上、また社会保障の面から見た場合に、まことにけつこうな内容であると思いますけれども、現在の民法上、また税法上から見た場合に多少の疑義があ

るよう私は思います。

それで、まず最初に農政局長に、この年金の適用対象者、すなわち被保険者は農業經營者ということになつておりますけれども、三ちゃんと農業と

言われております今日、どういう資格が要るか。これをまずお尋ねしたいと思います。

○池田政府委員 この年金の加入者の資格といったましても、は、国民年金に加入しておるということが一つでございますが、そのほかに、一定面積以上の規模の耕作または養畜を行なうといふことが一つの原則になつてゐるわけでござります。一定面積以上の規模と申しますのは、これは政令で定める予定にいたしてゐるわけでござります。

お手元にも政令見込み事項をお配りしてあるかと存じますが、大体現在私どもが考へておりますのは、都府県におきましては五十アール以上の、それから北海道の場合には、いろいろ問題があるわけございますが、原則的には二ヘクタール以上の面積につきまして、耕作あるいは養畜のいわゆる農業を行なうもの、こういうふうに考へておるわけございます。なお、生産法人の構成等につきましても、非常にこまかい規定を置いてございまして、大体趣旨はいまのよくなことに準ずるような扱いをいたしておるのでござります。

○森下(元)委員 非常に私は対象者の資格と申しますが定義つけがむずかしい点がかなりあるんじゃないかもと思つております。それと、現在の憲法、民法、税法、この基本的な考え方方が、昔の家督相続を認めない、いわゆる財産は均等に分割するものが現在のそういう法の精神でござります。

これが、農地は細分化してはいけない、ますます

経営規模を広げなければいけないという趣旨に非常に逆行する場合がございまして、それとの調整

をいかにするか、この問題が私は出でくると思ひます。たとえば子供が数人あつた場合に、昔でございましたならば、後継者に譲る場合、簡単に隣居の届けをすればそれで家督相続ができたし、また税金もほんと必要なかった。第一次産業、特

に長期生産の産業にとりましては、非常に合理的な方法であつたとも思ひますが、それが生前贈与の方法であります。たとえば子供が数人あつた場合に、昔でございましたならば、後継者に譲る場合、簡単に隣居の届けをすればそれで家督相続ができたし、また税金もほんと必要なかった。第一次産業、特

○渡辺政府委員 これは大蔵省の所管でありますから、私がお答えするのではなくて、農林省としてはこういうふうな考へで今後とも大蔵省と折衝していくという気持ちをお話へするわけですが、いずれにせよ、これは、成立しても支給の時期に五年間という時期があるわけでありますから、その間ににおいてもっと生前贈与の規定を適用していただくなつりますが、そればかりでなくして、もつとこの法案にしつくりするような解決策といふものをはかつていくことが大切だと私は思ひます。ただ、森下先生のおおしゃることは、たとえば鶴の話等が出来ましたが、畜産などをやっている場合には、土地は全部生前贈与の対象になりますが、減価償却資産それからたなおろし資産は生前贈与の対象にはならない。事実でござります。したがつて、果樹等を育んでおる場合に、農地は生前贈与の対象になるが、みかんの木やあるいは牛や馬や鶴は生前贈与の対象にならない。非常に困るじゃないか。年金をもらおうとすれば、それらのものを贈与しならぬ。贈与すれば贈与税がこそつと来る。それでは困るじゃないかということだと思いますが、われわれの知つている範囲では、取り扱いとして牛や鶴あるいはそういうふうな果樹のようなものはおやじさんの所有物であつてよろしい、それを子供が借りて、そうして農業を営むんだから、その減価償却資産に対しても、おやじさんには賃借料を払つて、自分が農業を經營すれば、これは支障なく農業ができる、現実的に經營権といふものは一人の、長男に、余分な税金を取られないで移つていく。ですから、現実の問題としては支障なく行なわれておるのでありますから、これらについては今後この年金についても同様な扱いをしてもらつようになつてから、現

めかかる。そういうことで、せつかくのこの法のねらいでございます農地の流動化、後継者への移譲、こういう面で、いわゆる民法の問題、税法の問題がかなりの隘路になるということの疑義がござります。

○池田政府委員 後継者の加入につきまして、二十年間の資格期間を満たせるように經營の有無にかかわらず、いわゆる任意加入ができるかどうか。これは農政局長にお伺ひいたします。

○池田政府委員 原則的には当然農業經營主が農業者年金の加入者の大部分であるといふに私ども考えているわけでござりますが、いろいろな場合に、經營移譲が非常におくれて、資格期間が満たせないといふような問題もいろいろござりますので、この方に対する措置はどう

すので、そういうことから經營者が一人の後継者を指定いたしまして、その人が一定の要件を満たしておられます場合には任意加入ができる、こういう道を開こうといふふうに考えておるわけであります。ところでは、三年くらい農業に従事していた、そういうふうにいたしたいという考え方でございまして、三年くらい農業に従事して、その要件を満たすならば、いま申し上げましたような後継者が任意加入できる、こ

○森下(元)委員 最後に厚生省のはうにお尋ねしたいと思います。

これは農業者年金だけではございませんけれども、いわゆる所得比例の給付、これが現在一段階でござりますけれども、将来これは幾段階にもされる意思があるかどうか。それと所得比例の分につきましては非常に国庫負担が少ないわけでござります。わずか四分の一の低額負担である。これは改正の御意図があるかないか。

もう一つの問題は、この掛け金、いわゆる積み立て金の運用でござります。農業者の拠出する掛け金は大体年間百七、八十億、このように聞いておりますけれども、これの運用をどのようにするか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○山下説明員 まず国民年金の所得比例制につきましては、昨年暮れの国民年金法の改正によりまして定められまして、ことしの秋から発足をする

○池田政府委員 五十五歳未満ということが一つ

○森下(元)委員 税金関係の問題は所管が違いますので、また機会を見て、国税庁に質問する機会をとらえていただきたいと思ひますけれども、贈与税の問題、また農業をやめて他業に転出する場合、いわゆる農地を売った場合にかなりの所得税

○渡辺政府委員 これは大蔵省の所管でありますから、私がお答えするのではなくて、農林省としてはこういうふうな考へで今後とも大蔵省と折衝していくという気持ちをお話へするわけですが、いずれにせよ、これは、成立しても支給の時期に五年間という時期があるわけでありますから、その間ににおいてもっと生前贈与の規定を適用していただくなつりますが、そればかりでなくして、もつとこの法案にしつくりするような解決策といふものをはかつていくことが大切だと私は思ひます。ただ、森下先生のおおしゃることは、たとえば鶴の話等が出来ましたが、畜産などをやっている場合には、土地は全部生前贈与の対象になりますが、減価償却資産それからたなおろし資産は生前贈与の対象にはならない。事実でござります。したがつて、果樹等を育んでおる場合に、農地は生前贈与の対象になるが、みかんの木やあるいは牛や馬や鶴は生前贈与の対象にならない。非常に困るじゃないか。年金をもらおうとすれば、それらのものを贈与しならぬ。贈与すれば贈与税がこそつと来る。それでは困るじゃないかということだと思いますが、われわれの知つている範囲では、取り扱いとして牛や鶴あるいはそういうふうな果樹のようなものはおやじさんの所有物であつてよろしい、それを子供が借りて、そうして農業を営むんだから、その減価償却資産に対しても、おやじさんには賃借料を払つて、自分が農業を經營すれば、これは支障なく農業ができる、現実的に經營権といふものは一人の、長男に、余分な税金を取られないで移つていく。ですから、現実の問題としては支障なく行なわれておるのでありますから、これらについては今後この年金についても同様な扱いをしてもらつようになつてから、現

○渡辺政府委員 これは大蔵省の所管でありますから、私がお答えするのではなくて、農林省としてはこういうふうな考へで今後とも大蔵省と折衝していくという気持ちをお話へするわけですが、いずれにせよ、これは、成立しても支給の時期に五年間という時期があるわけでありますから、その間ににおいてもっと生前贈与の規定を適用していただくなつりますが、そればかりでなくして、もつとこの法案にしつくりするような解決策といふものをはかつていくことが大切だと私は思ひます。ただ、森下先生のおおしゃることは、たとえば鶴の話等が出来ましたが、畜産などをやっている場合には、土地は全部生前贈与の対象になりますが、減価償却資産それからたなおろし資産は生前贈与の対象にはならない。事実でござります。したがつて、果樹等を育んでおる場合に、農地は生前贈与の対象になるが、みかんの木やあるいは牛や馬や鶴は生前贈与の対象にならない。非常に困るじゃないか。年金をもらおうとすれば、それらのものを贈与しならぬ。贈与すれば贈与税がこそつと来る。それでは困るじゃないか。ということです。いまお話をございましたように、かなり五十五歳以上の農業經營者といふ方があるわけでございますし、今まで農業にずっと従事してこられたわざでござりますので、この方に対する措置をどうするかといふうのは実はかなり苦労したわけですが、いま若干お話をございましたが、私もとしてはその方が離農をして、そして農業經營の近代化といいますか、農業構造の改善に寄与をした場合には、それに對して離農給付金の支給をするというふうにいたしたいと考えます。そういう制度にいたしておるわけでございます。そういう離農給付金の給付ではなく、年金制度の中に組み入れるといふことにつきましては、先ほど申し上げましたように、非常に制度の仕組みとしては困難であるわけであります。

○森下(元)委員 最後に厚生省のはうにお尋ねしたいと思います。

これは農業者年金だけではございませんけれども、いわゆる所得比例の給付、これが現在一段階でござりますけれども、将来これは幾段階にもされる意思があるかどうか。それと所得比例の分につきましては非常に国庫負担が少ないわけでござります。わずか四分の一の低額負担である。これは改正の御意図があるかないか。

もう一つの問題は、この掛け金、いわゆる積み立て金の運用でござります。農業者の拠出する掛け金は大体年間百七、八十億、このように聞いておりますけれども、これの運用をどのようにするか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○山下説明員 まず国民年金の所得比例制につきましては、昨年暮れの国民年金法の改正によりまして定められまして、ことしの秋から発足をする

○草野委員長 長谷部七郎君

○長谷部委員 まず最初に、今度の農業者年金法案は、今国会においても重要な法の一つになりました。しかし、他生業との格差がなくなり、明るい近代農業に生まれかわらんことを願いまして、私の質問を終わります。(拍手)

わるのが当然だらうと思うのであります。農林大臣の場合は、提案理由の説明が終わるとともに開かれて大臣の出席は、もく然と退席をする、こういう状態ではきわめて不満でございます。したがいまして、委員長において大臣の出席がどうなるのか、この審議中に、いろいろお仕事もあるでしょうが、どういう出席の予定になつておられるのか、この点をまずひとつ明瞭にしていただきたいということと、それから、いろいろ仕事があっても、この重要法案の審議には責任を持つて出席をすると、その態度をひとつ明らかにして、いさくように要請を願いたいと思うわけです。

○草野委員長 厚生省は厚生政務次官が参つてお
う。それから第一の厚生省関係はどうなんでしょ

○長谷部委員 厚生大臣は、私の本会議における

を含めて概略二百万といふきわめて大きつぱな答弁でありますけれども、この際、強制加入にならぬものはおよそ幾ら、任意加入の対象と考えられるものは幾ら、こういふくあいにはつきりお示しいただきたい、こう思います。

○池田政府委員 実は、御存じのとおりでござりますが、一定の面積以上のものは当然加入、それからまた任意加入につきましては、これも下限の面積を定めておりまして、それ以上のもので一定の要件を満たすものは任意加入ができる、こうような形になつてゐるわけでございまして、実は從来の統計から確実にこれが当然加入でござるが、任意加入と、うつとがなかなか申しません

へクター・ル未満の二十八万八千戸を差つ引きます。でも、いわゆる〇・五ヘクタール以上の農家は三百二十万をこえる数字が出ておるわけであります。その中で、いま局長の答弁によりますと、百七十五万戸しか見込んでおらない。こういうことのようでござりますけれども、これは一体どういうことになるのですか。日本の農家全農家中五反未満の農家を差つ引きましても四百八十万戸程度は農家として存在しているわけであります。そのうち半分しか農業者年金基金の加入対象にしておらないといふのはいかなるお考えに基づくものか、ひとつ明らかに願いたいと思います。

さらにつきの基金法案は国民年金の未加入金でもありますから、当然厚生大臣あるいは次官、閣僚の出席をして審議に当たつていただきたい、こう思つておりますが、この点につきましてもひとつ委員長から明確にしていただきたい、と思うわけであります。

とてこちらへ向ひかたる事務があるて、相次政務官 次官が見えておりますから、ひとつ政務次官に御質問をいただいて、どうしても大臣でなければならぬのは、またそのときの理事会でも相談をして、あるいはその他の審議の申し入れ等も受けておる場合がありますから、そうしたときに御質疑いたゞくようなことをできるかと思います。

○長谷部委員 それで、はなごとにありますと申すが、相談いたしましたて、適当な機会に必ず出席をしていただいて審議に参加をしていただく、こういうふうで、あいにぜひお取り計らいをお願いしたいと用意します。

○草野委員長 はい。

○長谷部委員 それでは、まず最初に事務当局に対する質問を行ないたいと思います。

五万程度のものが任意加入ということに相なると
けでござります。もちろん任意加入の場合には、
ただいま申し上げましたように、五反未満で、そ
た耕地一反面積以上のものといふようなものもあ
ざいますし、あるいは先ほどの森下先生の御質問
にも出てまいりましたが、後継者の問題でありま
すとか、その他のいろいろなものがあるわけござ
ります。

におきましても、他の恒常的な勤務をやつてゐる方がありますて、そういう方は他の被用者年金に入つております。厚生年金でありますとかあるいは農林年金であるとか、そういう被用者年金に入つてゐるという方もござります。そういう方を除いていきますと先ほど申し上げましたような数字になるわけでござります。

に対する分はひとつ一括残しておいてもらつて、あとで要領よくまとめてもらわなければつらうだつた用いますが、どうぞそのつもりで進めてください。
○長谷部委員 一定の時期に出席を求めるといふことでもあります。いつになるものやら……。

第一番の問題は、この農業者年金基金制度の対象となる加入者の問題でございます。いま御説明がありましたが、この制度は当然加入しなければならないものと任意の加入が許されるものと二つのケースがあるわけであります。それで、

○草野委員長 いや、二十七、八日にやりますから——あしたの午前中に出席するそうです。
○長谷部委員 では、そういうことでありますわれば、大臣にかかる質問については保留させていただきまして、その機会にあらためて委員長からお許しをいただき、こういうことをぜひお約束をいただきたいと思います。

○**対象人員**を事務局はどの程度に推定されておるのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○**池田政府委員** 当然加入の対象者と、それから任意加入の対象者を含めまして、これは非常に概算でございますが、約二百万人、こういうふうに想定をいたしております。

○**長谷部委員** 当然加入者を、あるいは任意加入

営主でなければならぬ、こうしたぐあいに法事が
に政令で定めようと/orするようございますが、
れで参りますと、いま政府が出しました資料に
りまして四十三年の場合、全国で総農家数が五五
十八万一千戸、このうち第一種農家は三百五十
万五千戸、第二種が百六十六万六千戸となつて
るわけでござります。この第一種の農家中〇・二

経緯があるとするならば、この際資料として御提出をいただきたい。二百万という数字が出た根拠を資料として御提出をいただきたいと思うわけであります。なるべく早くお願ひをいたしたい。

次に、〇・五ヘクタール以上とそれ以下といふぐあいに線を引いておるわけであります。これは明らかに農業の選別政策のような惑を禁じ得ないであります。

ものであります。○・五ヘクタールといふところに線を引いた根拠は一体どこにおありでありますか、この点をお尋ねいたしました。

○池田政府委員 基礎的な考え方といたしましては、農業者年金の加入者は、将来も農業に精進するといいますか、農業經營を継続いたしまして、さらに望ましい形といたしましては規模拡大をやつしていく農家といふように一応想定をいたしておるのでござります。そこでございませんと、經營規模拡大というような観点からいたしまして、将来農業經營を継続し、さらには発展していく可能性のない農家を包含するということになりますと、これはむしろ日本の将来の農業構造の改善をはかつていくといふ見地から必ずしも十分でないのではないか。こういう基礎的な考え方があるわけですが、それならば具体的にそれを当然加入の資格として都府県の場合五十アール以上というふうに予定をしております理由といたしましては、いろいろな点を私どもは検討してみたわけでござりますけれども、やはり一般的に農家らしい農家といふように考えられますのは、農林統計の上では一種農家といふことを一つつかまえておりますが、これは農業従事者から見ますと、一人がほぼそれに専従できるような規模といふことが一つあるわけでございます。さらに、一体そういう農家が日本の農業の中はどういう面積を占めておるかといふようなことをいろいろ検討してみたわけでございますが、たとえば農地の面積の点、それから農業生産額の中での程度のウエートを占めるかといふようなことをいろいろ検討してみたわけでございますが、大体そういう五十アールくらいで線を引きますと八五%ないし九〇%くらいをいま申し上げたような点でカバーする、こういうことに大体想定されますので、それをやつたような点をいろいろ勘案いたしまして、まことにそのところあたりが妥当ではないだらうかといふふうに考えたわけでござります。た

だ、現実的には、それ以下の規模の農家であります。それでも、将来農業經營として発展する可能性のある農家もございますから、そういう者も希望がある場合には任意加入者として認める、こういう道もあるわせ採用しながらそぞういうふうにした。こうおることでございます。

○長谷部委員 御承知のとおり、この農業者年金を」というもののそもそもの発想は、昭和四十二年の一月総選挙において、佐藤總理が「農民にも恩給を」というキャッチフレーズで、農民に特別に年金をやるんだ。こういう触れ込みで動き出した経緯があるわけであります。したがつて、全国の農民は、一種と二種とを問はず全農民が恩給を、いわゆる年金の対象になるであろうという期待を持つておるわけでござります。しかるに三年経過した今日「農民にも恩給を」というこの発想といふものは大きくなじ曲げられまして、今度は五百数十戸ある農家のうち二百万戸そこそく年金の対象にもなれない、こういうようなことに変質をしておるわけであります。私ども勘ぐるわけではありませんけれども、この二百万といふことと押えた根拠といふものは、政府自民党的な総合農政という観点から、将来の日本の農家の戸数といふものは大体二百万戸という程度を想定をしておる、それ以外はいわゆる他産業へ離農させるのだと押えた根拠といふものであります。この二百万戸をやつておるわけではありますけれども、この二百万といふことと押えた根拠といふものは、政府自民党的な総合農政といふ観点から、将来の日本の農家の戸数といふものは大体二百万戸といふ程度を想定をしておる、それ以外はいわゆる他産業へ離農させるの

ことは、強制的に農業をやめさせるというようなことは一つも考えていないのであって、規模の拡大を一方においていたい。そうすると他方において離農をしたいという人がある場合に、規模の拡大がしやすくなるように、また離農をする人が離農がしやすくなるように援助をしてやる。それに大がしやすくなるように、また離農をする人が離農がしやすくなるように援助をしてやる。それによつてそれぞれの人が現在の生活よりもよりよく生活をしたいという人がある場合に、規模の農家でもそういう農家はたくさんあるのであります。これはそれぞれのつとめ先での年金で老後の保障といふものが受けられておりましたから、そういう人はこの農業者年金の中には入つてこない、したがつて、厚生年金と農業者年金とをダブつて支給するということはありませんから、そういうことのために人数が少なくなつておる、こらいうふうにすなおに御解釈をいただきたいと思ひます。

○長谷部委員 政務次官は、いや決してそういう主たる要件になつています。老後の保障といふ性質はきわめて薄れていると言わざるを得ません。ですから、この二百万戸に押えたといふ点の根拠切れなんといふことは考えておらないと、こう言つておられる第一種の農家を全員対象にすべきではないのですか。第一種農家は三百五十一万五千戸あります。これはほとんど農業を主として經營しておる農家ですよ。役場へつとめておるとか、教員をやつておるとか、あるいは鉄道へつとめておるとかいうものは、これは第二種兼業であつたいたいと思いますけれども、事務當局からひとつ御

見解を承つておきたい、こう思つたわけであります。○渡辺政府委員 決してそういうよろんな首切りとかそういうことを考へた法律案ではありません。で、やはり大臣の趣旨説明の中で触れておるとおりであつて、われわれとしては厚生年金並みの年金といふものを農業者に与えていく。こういう金をやるんだ。こういう触れ込みで動き出した経緯があるわけであります。したがつて、全国の農業に從事する方々の年金といふものを上げて、こういうよろんなことがあるわけであります。それで、私が首切りの法案でないと申しますことは、強制的に農業をやめさせるというよろなことは一つも考えていないのであって、規模の拡大を一方においていたい。そうすると他方において離農をしたいという人がある場合に、規模の拡大がしやすくなるように、また離農をする人が離農がしやすくなるように援助をしてやる。それによつてそれぞれの人が現在の生活よりもよりよく生活をしたいという人がある場合に、規模の農家でもそういう農家はたくさんあるのであります。これはそれぞれのつとめ先での年金で老後の保障といふものが受けられておりましたから、そういう人はこの農業者年金の中には入つてこない、したがつて、厚生年金と農業者年金とをダブつて支給するということはありませんから、それぞれ御本人の意思決定によってやることでありますから、ただそいうよろな希望が達せられやすくするために政府としてはお手伝いをしていくのです。こういうよろなことがありますから、決して一種農家を入れないとかなんとかいうことではなくして、いま言つたよろな条件等から見て拾つてみると、大体まあ二百万程度の農家といふことになる、こういうわけであります。

○長谷部委員 きわめて抽象的な話で理解に苦しむわけであります。結果として強制加入は百七十五万人、任意加入は二十五万人となつた、こう言われましたが、それでは、そういうよろいにはつきり計算の結果、試算の結果そういう数字が出てきたといういまの渡辺政務次官の話ですか、ではその計算の基礎を明らかにしてください。

○渡辺政府委員 ですから、条件にかなう農家は

全部入れるのですから、条件からはずれておる人は別だけれども、条件にかなう人は全部入れるの

に入れないのだということを言っておるわけじゃありません。その点はひとつ——かりに再計算をしたらそれがもっとふえたというようなことはあるかもわかりません。わかりますが、現在のところ想定される数字は、結果的に見て百七十五万人が当然加入の農家になるという数字が出てきておる。したがってその百七十五万に一人でもふえてはいけないというのではなくして、条件がそろった人ならばそれは全部吸収するのでありますて、決して排除をするという意味では毛頭ありません。

○長谷部委員 そんなことを私は聞いているのじゃないのです。いま日本には農家戸数が四十三年度現在で五百十八万一千戸ある。その中で五反歩未満のものを除くと四百八十九万戸なんですよ。本来はこれをやはり農業者年金の対象にすべきだと私は思う。当然加入にすべきだと思うのですよ。それを先ほど池田局長が言われたように、当然加入は百七十五万戸で、任意加入が二十五戸になつたということはどういう経過でそういうふうになつたかということをただしておるのであって、もしその積算の基礎がありましら、この委員会でひとつ明らかにしてください。そうすれば、私も納得できるかもしれませんから、お願ひします。

○池田政府委員 先ほど御要請をございましたし、資料を整備いたしまして、御提出申し上げたいと思います。

ただ、いまのことに関連いたしまして、若干手元にある数字を申し上げますと、先ほど第一種兼業農家をおつしやつたわけでございますが、これは農業を主とする兼業農家でございますが、これは百六十万戸程度でございます。さつきは一種農業農家を主とする兼業農家でございますが、これになりましたが、農業を主とする第一種兼業農家

ざいます。先ほどの二百万の根拠につきましては御提出を申し上げます。

○長谷部委員 それではその資料を午後の審議までにちようだいできますか。——なるべく早くして、午後の審議に間に合わせていただきたいといふことを要請しておきます。

次に、私、お尋ねしたいのは、掛け金の問題、いわゆる保険料の問題と国庫補助の問題についてお尋ねをいたしたい、こう思うわけであります。

御承知のとおり、この農業者年金制度は国民年金の上積みの制度でございます。したがつて、国民年金に入つておらなければ加入できない、こういうことになつておるわけですが、今度新

たに農業者年金として一ヶ月当たり七百五十円、それから国民年金の定額部分として、従来は三百円でございましたが、今度法改正が行なわれまして、四百五十円に値上げが行なわれる、そういうことになつておるわけであります。これが約三百五十円。合わせますと、一経営主は一ヶ月当たり一千五百五十円。しかも経営主の妻の国民年金の定額部分を加えますと、ちょうど二千円になります。一ヶ月二千円、非常に高額な掛け金になるわけであります。現在の年金から見ると、大体五倍近い掛け金になる、こういう模様でございます。ところで、私考えることは、国民年金の場合この七月から四百五十円になるわけですけれども、もうすでに十年間も拠出しておるわけであります。

ただ、二十年掛けました場合に六十五歳から九十六百円の年金がもらえる、こうしたことになりますね。ところが、農業者年金の場合は七百五十円で二十年掛けました場合に三千六百円の給付しかねないわけであります。掛け金が七百五十円ですから国民年金の定額部分から見れば約二倍であります。ところが、年金の給付額は約三分の一、こ

ういうふうにきわめて低いわけであります。こういった高い保険料を掛け付けて給付がきわめて低い、こういうのはちょっと例がないように感ずるわけであります。一体これはどういうぐあいになつておるのか。私どもの試算によりますと、七百五十五円で二十年間掛け金をかけてそれを戻してもどうう場合は月額大体四千円程度に計算上なるようになります。それに対して給付額が三千六百円しかねない。約一割、四百円ぐらい掛け捨てにかかるから、この点をまずひとつ伺つておきたいと思います。

○橋本(鶴)政府委員 お考えのような考え方あるいは一つの考え方かとも思ひますけれども、私どもは必ずしもいま先生御指摘のようない考え方をとつております。確かに数字の点、いまおつしゃいましたとおり保険料七百五十円ということはそのとおりでありますし、また給付三千六百円という数字もそのとおりでありますけれども、いわゆる経営移譲年金でありますとか、老齢年金でありますとか、あるいはまた死亡、脱退等の際における一時金の給付でありますとか、こういったものをこの保険料と同時に国庫助成であります。

この場合にいままでの国民年金の場合に、農業者年金のようない経営移譲年金、特に六十歳から給付を開始する経営移譲年金といふようなものではないわけでありますて、そうしたもの全体を計算をしてまいりますと保険料七百五十円といふものは私どもはやむを得ない金額だと考えております。

なお、御指摘に対して内確なお答えになるかど

うかわかりませんが、現在国民年金の場合の国庫負担は定額部分に対しても三分の一、所得比例部対しては給付費の四分の一を国庫負担をいたしております。しかし、農業者年金の場合国庫負担の比率は四二・二一%を占めておるわけでありまして、むしろ従来の国民年金よりは国庫はより高い負担率を負担しておるという状況であります。この点については私どもは必ずしも先生の御指摘のような考へ方はとつておりません。

○池田政府委員 ただいま厚生省の政務次官からお答えがありましたたが、そのとおりでござります

ておるのか。私どもの試算によりますと、七百五十五円で二十年間掛け金をかけてそれを戻してもどうう場合は月額大体四千円程度に計算上なるようになります。それに対して給付額が三千六百円しかねない。約一割、四百円ぐらい掛け捨てにかかるから、この点をまずひとつ伺つておきたいと思います。

ございます。それに対して給付額が三千六百円しかねない。約一割、四百円ぐらい掛け捨てにかかるから、この点をまずひとつ伺つておきたいと思います。

この経営移譲促進のためにお金回す、というようなことはとるべきではないじゃないか。あくまでも掛け金は老齢年金、いわゆる老後保障に振り向けるべきであつて、新たに出てきた政策目的遂行のためには、全額国の責任で措置すべき性格のものではないか。それを経営移譲しない者が、経営移譲した者の分まで見ていかなければならぬ、負担していかなければならぬという考え方は、どうもわからない。こういう考え方なんです。この点いかがでしょうか。

○橋本(龍)政府委員 確かにそういうお考えも成り立つかもしれません。しかし同時に、これはお考えをいただきたいのであります。老後保障を考えたときに、目的をしぼりました場合に、これは実は従来の国民年金のみではいけないという考え方方は成り立たぬわけであります。国民年金は農業者であるとないと問わず、国民の老後保障のための年金制度であります。その場合に現在の社会の趨勢から見て、あるいは経営移譲、離農給付といふものを加えた一つの考え方を打ち出すとすれば、やはり私どもとしては現在御審議を願うような方向を目指すことは、必ずしも間違いではないと考えております。

○長谷部委員 いわゆる老後保障と、いま一つ経営移譲促進、この目的を二つ兼ね合わせたいわゆる制度にしようという趣旨はわかりますよ。しかしながら、考え方として老齢年金の分についてはこれは掛け金で見ていくのだ。しかしいま一つつけ加えた経営移譲促進という部分については、これは本來國がやらなければならない政策なんですから、当然国が全額負担をして被保険者には迷惑をかけない、こういうような考え方がとられてしかるべきではない、こういうぐあいに思うわけありますが、この点いま一度農政局長の御見解を承りたい。

○池田政府委員 特に農業者の場合に、老後保障といふこととそれから経営移譲の促進といふこと

といふふうに考えております。

○橋本(龍)政府委員 確かにそういふふうに考えてまいつたわけでございます。

○長谷部委員 それで本来年金制度ですから、これは全農民に老後の保障をするのだ。こういふことで出発したのがそもそも構想なんでしょう。

○草野委員長 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたします。

○草野委員長 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたしました。

○長谷部委員 それで千二百九十八円につきまして、まず法律におきまして経営移譲を要件とする給付に対しまして、給付時に三分の一の国庫負担をするといふことが案で固められてござります。それに相当する金額が二百二十七円になるわけでござります。したがいまして、千二百九十八円から二百二十七円を引きました残りの千七十一円が本来保険料で負担した者のために移譲しない者が預け金を負担していかなければならぬという理屈は、これはどう考えておかしいのではないか。もし国でやらなければならぬ政策ならば、当然これは國の全額負担において、そして農民には負担をかけないでやつたらいいじゃないですか。それを月々四百円づつ経営移譲しない者が移譲した者のために負担をしいられる、強制されるということは、これは筋が通らないじゃないか。こういうぐあいに考えるわけであります。これはひとつ明確な御答弁をいただきたいのです。

○池田政府委員 経営移譲ということは、これは加入の方は特定の方だけができるということではございませんで、どなたができる可能性を持つているわけでございます。そういう経営移譲をいたしました場合には、先ほど申し上げましたよ

うに六十歳から相当額の年金を支給するわけありますから、加入の方に対しても一様に掛け金の負担をするのは当然である、私どもはそ

ういふうに考えております。

○長谷部委員 これはどこまでいつても平行線の

もうありますので、午前はひとつこれで打ち切らせていただきまして、午後また続行させていただきたい、こう思ひます。

○草野委員長 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたしました。

○長谷部委員 それで午後零時二十九分休憩

○長谷部委員 これはどこまでいつても平行線の

もうありますので、午前はひとつこれで打ち切らせていただきまして、午後また続行させていただきたい、こう思ひます。

○長谷部委員 これはどこまでいつても平行線の

もうありますので、午前はひとつこれで打ち切らせていただきまして、午後また続行させていただきたい、こう思ひます。

○長谷部委員 いまの七百五十円が出てまいりま

した基礎につきましては、一応説明によりまして了解したわけであります。いまのお話の中では、いわゆる老齢年金に振り向ける分は五百

二十六円だということですが、この金額で計算してまいりますと三千六百円でも全部返しできる

のだ。こういう御説明のよう私は受け取つておるわけなんです。ところが、掛け金を掛ける農民の立場に立つて考えれば、七百五十円を掛け金と

して掛けたのだからその分が全額老齢年金として給付金として支給を受けるのだという考え方には、確かに掛けただけのものは三千六百円で全額

給付されるようになりますが、加入者にしてみま

る年金に充てる分が約六百八十四円でございま

す。それから経営移譲分ということを問わずに六

十六歳以降出しますいわゆる農業者老齢年金の分でございますが、その部分が五百二十六円とい

う数字になつております。それから死亡、脱退の一

回りに切り離すのではなく、結びつけてやるの

が、農業者年金の制度の趣旨として最も合らぬ

はないか、こういうふうに考えてまいつたわけで

ござります。

○長谷部委員 それで午後三時五十二分開議

○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長谷部委員 午前中に掛け金の問題についてい

るいろいろお尋ねをしたわけであります。お尋ねいたします。

すと、実際掛けているものは七百五十円で、しかも経営移譲をしようがそれは自分の自由でございます。したがって、経営移譲しない場合の老齢年金が幾らもらえるか、こういう立場で計算をいたしますから、そういうことで計算してまいりますと、三千六百円では、掛けただけのものが全額もらえないということになるような感じがするのですが、この点はどういうぐあいに整理されたのでしょうか。

○橋本(龍)政府委員 先ほども同様の趣旨を長谷部委員にお答えをいたしましたが、その経営移譲年金また老齢年金の制度を分離してお考えいただいくと、どうしても議論がかみ合わないのでないかと思います。最初に申し上げましたように、率直に申し上げれば、老齢保障といふことだけであるならば、国民年金というものがすでに現実にあるわけあります。そしてその上に特にどうしても取り入れざるを得ない。むしろ先ほど担当課長から申し上げましたように、数字の積算の中でも申し上げたとおりに、もしこれを加入者御自身全額をお払いをいたぐとすれば、はるかに大きな金額になるわけがありますが、そういう農業の特殊事情、現在置かれている状況等も考えて、今までの国民年金における国の助成措置をはるかに上回る四二・一一%という費用負担を国がしておるわけであらまして、経営移譲年金と老齢年金というふうにこの農業者年金自体を分離してお考えをいたぐとしても議論がかみ合わないんじやないだらうか。そういう感じが私はいたしました。率直に申し上げるならば、この制度においては農業者の老後の生活を安定させるための年金の支給要件として経営移譲といふのを一つ定めておるわけありますから、そうした観点からお考えをいたきますならば、十分御了解がいただける形になつておるのではないかと私どもは考えておる次第でござります。

○長谷部委員 今度の農業者年金制度が老齢年金と経営移譲年金と二つの目的を抱き合せた形として出てきておるということについては、私はわからないわけではないのですよ。しかもいま課長の説明によりまして、千二百九十八円の保険料の中身を分類してみると、経営移譲が六百八十円で、六十五歳以上の老齢保障部分は五百二十六円だ、死亡、脱退一時金は九十二円だ、合わせて千二百九十八円が構成されているんだ。内容的に見ると明らかにこれが区別されているわけですよ。したがつて私は、この経営移譲を要件とする六百八十円についてはいま触れません。触れませんが、経営移譲の有無にかかわらず六十五歳以降支給する、いわゆる老齢年金と称される五百二十六円の計算でまいりますと、六十五歳以降三千六百円で、掛けただけのものは全額給付になりますけれども、掛け金は七百五十円ずつ納めなければならぬのが私は当然じやないかと思うのです。先ほども申し上げたように、経営移譲並びに離農促進という政策は当然政府の政策として行なわなければならないのですから、それを農民の掛け金からその財源を取るということは、少し行き過ぎではないか、経営移譲に対しても金を出さなければならないとするならば、これはひとつ全額国の責任で出すべきではないのか、こういふことなんですよ。私は二つの目的を抱き合せた制度になつておるということについてははわかりましたので、経営移譲といふ政策的目的を遂行する部分についてはこれは国の責任で処置すべきであつて、農民の掛け金からその財源を出すべきではない、もつと言ひなれば、経営移譲した者のために経営移譲しない者から強制的に掛け金を徴収するということは少し行き過ぎではないかということを申し上げておるのであります。この点に対しても明快にお答えいただきたい、こう思うわけであります。

○橋本(龍)政府委員 いまの御質問を簡単に要約してしまえば、いまの数字の算出基礎自体は了解をした。しかしそれでは農業者老齢年金のみを受ける方にとっては掛け損になるのではないかといふ御心配が一つその底にあるような感じがいたします。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは別に農業者老齢年金ばかりではありませんで、経営移譲年金であるとか、あるいは死亡、脱退についての一時金等も支給する事になります。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは保険料の七百五十円といふものと経営移譲といふのをはつきり分離して御議論のと国庫の助成においてこれらすべての給付をまかなうわけであります。その場合において掛け損といふ事態は私どもは絶対に起こす意思はございません。これを最初に申し上げた上でお聞きを願いたいのであります。先ほど企画課長から申

し上げましたとおりに、数字の算出基礎を示せといふお話をありましたから、内部の構成を申し上げました。しかし、この年金制度自体の考え方としては、何度も繰り返して申し上げますとおのづかにわけではありません。しかもいま課長の説明によりまして、千二百九十八円の保険料は、あくまでもこれは農業者の老後の安定のための年金制度でありますから、その支給開始の要件として経営移譲といふのをとつたとしておるわけありますから、その点は御理解を願いたいと思います。

○長谷部委員 まあいまの問題については私どもの考え方方が逆に御理解をいただけないようござります。ですから、これはいつまでやつても平行線だと思うのですが、そこで問題は、いま、経営移譲分に対しても三分の一の二百二十七円、それから見ると、この七百五十円が全額将来返してもらえる、給付してもらえるという考え方方に立つのが私は当然じやないかと思うのです。そこいら辺をはつきりさせてもらいたいというのが私の主張なわけなんですよ。

○橋本(龍)政府委員 いまの御質問を簡単に要約してしまえば、いまの数字の算出基礎自体は了解をした。しかしそれでは農業者老齢年金のみを受ける方にとって掛け損になるのではないかといふ御心配が一つその底にあるような感じがいたします。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは別に農業者老齢年金ばかりではありませんで、経営移譲年金であるとか、あるいは死亡、脱退についての一時金等も支給する事になります。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは保険料の七百五十円といふものと経営移譲といふのをはつきり分離して御議論のと国庫の助成においてこれらすべての給付をまかなうわけであります。その場合において掛け損といふ事態は私どもは絶対に起こす意思はございません。これを最初に申し上げた上でお聞きを願いたいのであります。先ほど企画課長から申

し上げましたとおりに、数字の算出基礎を示せといふお話をありましたから、内部の構成を申し上げました。しかし、この年金制度自体の考え方としては、何度も繰り返して申し上げますとおのづかにわけではありません。しかもいま課長の説明によりまして、千二百九十八円の保険料は、あくまでもこれは農業者の老後の安定のための年金制度でありますから、その支給開始の要件として経営移譲といふのをとつたとしておるわけありますから、その点は御理解を願いたいと思います。

○長谷部委員 まあいまの問題については私どもの考え方方が逆に御理解をいただけないようござります。ですから、これはいつまでやつても平行線だと思うのですが、そこで問題は、いま、経営移譲分に対しても三分の一の二百二十七円、それから見ると、この七百五十円が全額将来返してもらえる、給付してもらえるという考え方方に立つのが私は当然じやないかと思うのです。そこいら辺をはつきりさせてもらいたいというのが私の主張なわけなんですよ。

○橋本(龍)政府委員 いまの御質問を簡単に要約してしまえば、いまの数字の算出基礎自体は了解をした。しかしそれでは農業者老齢年金のみを受ける方にとって掛け損になるのではないかといふ御心配が一つその底にあるような感じがいたします。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは別に農業者老齢年金ばかりではありませんで、経営移譲年金であるとか、あるいは死亡、脱退についての一時金等も支給する事になります。しかしこれは掛け損には私どもは断じていません。これは保険料の七百五十円といふものと絏営移譲といふのをはつきり分離して御議論のと国庫の助成においてこれらすべての給付をまかなうわけであります。その場合において掛け損といふ事態は私どもは絶対に起こす意思はございません。これを最初に申し上げた上でお聞きを願いたいのであります。先ほど企画課長から申

一円の国庫補助は、最初の七百五十円の保険料が適用される期間行なうことになります。

○長谷部委員 そろしますと、将来とも七百五十円ということは当分続けていくと解釈してもよろしくうござりますか、抽象的しゃなくて、はつきりしてもらいたいのですよ。

○池田政府委員 これは財政再計算というのを五

年ごとに行なう、こういうことになつておるわけ

でございまして、その五年間については全く問題

がないといいますか、七百五十円であることは

はつきりしておるわけでございます。それで、再

計算をいたしました場合にどうなるかということ

があるわけでございまして、これは政令で保険料

を定める、こういうことになつておるわけでござ

いますが、先ほど政務次官から御答弁がありまし

たよろなことで、そのときになつするかといふこ

とは私どもいたしましては慎重に検討をする、

こうしたことになるわけでございます。

○長谷部委員 それからもう一つお尋ねしておき

たいことは、いまの老後保障の問題にまた戻るわ

けであります、国民年金の場合のいわゆる定額

部分は、今度四百五十円になるわけですが、二十

年間四百五十円掛けまして、今までに発足以来

十年掛けていますから、これから二十年掛ける、

そうしますと、九千六百円の給付が行なわれる。

それから、農業者年金の場合はいわゆる老後保障

部分が先ほどのお話をのように五百二十六円、これ

を二十年間掛け、五分五厘で元利を計算してま

りますと、三千円そこそことなると思われるであ

りますが、国民年金に比べまして、農業者年金の

場合の老後保障の給付額がどうも極端に格差があ

るようになります。そうしますと、この点はいかがお考えなんですか。

○山下説明員 国民年金の定額部分九千六百円と

いうのは三十年でござりますから、二十年でござ

いますれば六千四百円くらいの金額になるわけでござります。この農業者年金の経営移譲年金抜きにして、老齢年金だけの額でござりますと、いまの御指摘のとおり、二十年でござりますと三千

六百円ということになるわけでございます。しかしながら、その部分だけを取り出して考えれば、

おつしやるとおりになるとと思うのでござりますけ

れども、先ほど数字を申し上げましたように、經

營移譲年金といらものは六十歳から支給されるわ

けでござりますし、かつまた一時金につきまして

も、国民年金制度の場合におきましては脱退一時

金といらのはございません。それから死亡一時金

が出来ますけれども、これは元本すらも割れるかもし

れない程度の低いものに押えているわけでござ

ります。ところがこの農業者年金の場合は、脱退一

時金それから死亡一時金といらものにつきまして

もある程度の利息をつけまして、法律の表文に書

かれておりますような程度の給付を確保いたして

おる。そういう趣旨の事情がございまして、や

はり給付の全体の内容といらものが差がございま

すために、ストレートにその額だけを比較をいた

しまして、その当否、高低といらことを論ずるの

はやや早計かと思うわけでござります。ちなみに

あるいは三千六百円といらのを四千円を確保

する、こうしたことになつしまして若干掛け金を

上げるといらことがよろしいかといらことにつけ

ましては、実は非常に迷つたのでござります。そ

れはもう圧倒的に農業者年金基金に対します国庫

負担の割合のほうが高くなつておることは御承知

のとおりだと思うわけでござります。

○長谷部委員 それから承るところによります

と、六十五歳以降の老齢年金については、いまは

三千六百円になつてますが、当初農林省は四千

歳年金とそれから経営移譲年金、この経営移譲年

金のほうはあとからついてきた問題でありますけ

ども、これを抱き合わせた制度にしておるとい

うことについては、これは政府の政策上から出て

きた問題だと思いますので、この点につきまして

はあとで機会を得まして農林大臣から見解をお

聞かせただく、こうしたことにはいたしまして、

先に進ませていただきます。

この基金の運用の面についてこれからお尋ねを

いたしたい、こういふぐあいに思います。

法案にも出でておりますように、この基金を運用

するにあたって、いわゆる特殊法人とする。理事長につきましては主務大臣がこれを任命するのだ、理事については理事長が大臣の同意を得て任命をするのだ、それから評議員についても任命をする、こういう制度になつておるようでありま

す。私これを一見いたしまして、非常に官僚統制、官僚支配という感を深くするわけでありま

す。大臣が任命をするようないわゆる特殊法人、

そういうものは政府の方針としてはあまりふやさ

ないのだ、今後は新設は認めないのだ、こうい

う方針をとつておるようになつたわけでありま

すが、またまたこういう組織がつくられようとし

ておる。一体これは今までの政府の考え方と反

対に落ちついた。現在の国庫補助率も先ほど年金

局のほうからお話をありましたが、他の年金に比

べますと、かなり高率ということになつておるわ

けでござります。ただ、その場合に三千六百円に

して掛け金を七百五十円で押えるのがよろしい

か、あるいは三千六百円といらのを四千円を確保

する、こういふことにいたしまして若干掛け金を

上げるといらことがよろしいかといらことにつけ

ましては、実は非常に迷つたのでござります。そ

れで農業団体等の意見もいろいろ伺つたのでござ

りますけれども、やはり国民年金の保険料の負担

と合わせまして二千円以内に押えてほしいといら

く御要望が非常に強かつたものでござりますから、

その観点から若干、四千円の額が一部程度落ちた、こういふ経過でござります。

○長谷部委員 いままでの御答弁で、いわゆる老

齢年金とそれから経営移譲年金、この経営移譲年

金のほうはあとからついてきた問題でありますけ

ども、これを抱き合わせた制度にしておるとい

うことについては、これは政府の政策上から出て

きた問題だと思いますので、この点につきまして

はあとで機会を得まして農林大臣から見解をお

聞かせただく、こうしたことにはいたしまして、

先に進ませていただきます。

○渡辺政府委員 農業者年金制度といらのは内閣の大好きな政策でござりますから、新しく発足するのではないか、こういふぐあいに考えます

が、これにつきまして次官の御見解を承ります。

金の部分を四千円を必要としたのはそのとおりでござります。それで國庫負担が、ちょっと私正確に

記憶いたしておりませんが、たしか要求額は國庫

負担の率といたしまして五〇%をとていていたと思

います。それはそういうことでございましたが、

それがつづいておるようになつたわけであります。

方針をとつておるようになつたわけであります。

まだまたこういう組織がつくられようとし

ておる。一体これは今までの政府の考え方と反

対するものではありません。したがつて、これを任命制で

なくしたらいいじゃないか、特殊法人をつくらな

くて別の方法でもいいじゃないかといらこと

の御議論であります。したがつて、これを任命制で

あるものであります。したがつて、これを任命制で

なくしたらいいじゃないか、特殊法人をつくらな

くて別の方法でもいいじゃないかといらこと

の御議論であります。したがつて、これを任命制で

なくしたらいいじゃないか、特殊法人をつくらな

ましくないので、これはちゃんとそういうふうな意見が十分反映できるような任命のしかたをやつていきたい、かように思います。

○長谷部委員 いわゆる官僚支配にならないよう、十分被保険者の民意が反映できるように留意をしたいという気持ちはわかるけれども、それが一体何で保証されるかということです。何で保証されないので保証されるかといふことです。何で保証されないので保証されることはできないのです。何かそれを保証するものがござりますか。

○渡辺政府委員 これはやはりきわめて円滑に運営しなければ発展しないわけでありますから、円滑に運営をさせるためには、やはり被保険者がみんな反対するようなことばかりやっておって円滑に運営できるわけがないのであります。これは被保険者の方も年金基金がりっぱに円滑に安全で確実に運営されるようにしたいと思うだらうし、それは監督官庁の農林大臣にしても同じ気持ちでありますから、そういうところで十分に保証もされますし、またわれわれがそういうような答弁をしておつて、それと違ふようなことになれば、国会もついておることでもあるし、保証する機関はたくさんない、私はかように信じております。

○長谷部委員 こういう公社、公団等の特殊法人については新設を極力押していくのだ、こういう方向を明らかにしておる政府としては、みずからの方針を曲げるという事態になりますが、しかも私ども懸念されることは、すべてが任命制である。もつと民主的に被保険者の意思を反映させることができるように組織を設置する必要があるのではないか、こういうことにならざるを得ないのではないか、こういうことにならざるを得ないのですから、この法律の内容からいくと、評議員も任命制なんですね。これではあまりにも一方的に過ぎないか。もっと選挙等で被保険者代表が選ばれてくるような組織をなぜつくり得なかつたのか。この辺いろいろ検討したのだろうと

は思うのだけれども、手が抜けておつたのはないか。たとえばいまの農林年金のように、民意が十分反映できる代議員を被保険者みずからの方で選んでいく、こういうような形になぜできないか。

○池田政府委員 特殊法人の設立を抑制するといふ方針の中でもいろいろのが認められたといふことに関連いたしまして、いろいろ御指摘があつたわけでござりますけれども、私どももこの制度をつくります場合にいろいろ検討をしたのでございました。ただその結論としてこういう形になりましたのは、午前中にもいろいろ御議論がありましたが、加入の対象者といたしましては私どもは二百万程度を一応想定しております。それで二百万の人

が一応加入者とということで、いわば組合員的な性格を持つている団体、こうしたことになりますと、そこからいわば選挙でござりますことがあるいは總会でござりますとか、そういうようなものを考えて役員をきめるとかいうようなことは、全く不可能とは申し上げませんけれども、実際問題として非常にむずかしい、ということでござります。

それから一方ではまた、この年金制度の性格から、そういう資格に該当する方には全部入っていくなどというのがやはり本来の目的を達成するためには必要である、こういうことになりますて、当然加入制となる、こういうことになつたわけですが、そういうことからいたしますと、当然なわけです。そういうことを必ず予定する、こういうことになるわけですが、私は、どうせんけれども、基金は、いわゆる國の補助はありますけれども、大部分が農民の掛け金によってまかなわれる、こういうことですから、私は、そういう意味からいっても、もつと民主的な、民意を反映する仕組みにすべきではないか、こう思ふの

うはあり得るかとも思うわけでござりますけれども、理事長が選任しておいてまたその人に諮問するというのもはたしてどうであろうか、制度として多少問題があるという考え方も政府部内にございまして、結論いたしましては、最も公正な立場にあるはずの農林大臣が選ぶ、しかもその実態は先ほど政務次官からお答えがありましたような運用方法で選ぶということでは、一番目的に合致をした構成ができるのではないか、こういうふうに考えたわけでございまして、検討の経過をいたしましてはそういう考え方であつたわけでございます。

○長谷部委員 この特殊法人はいわゆる農民から集まつた掛け金を運用していくわけなんです。しかもこの基金の運用に当たっては、法案でも書いておりますように、農地の流動化を促進するため離農者から土地を購入するための融資をやるんだ、あるいは買収していくんだ、買い取り、充り渡しをやつていくんだ、こういう重大ないわば国策目的を遂行するために、一方的に特殊法人の考え方で運用されるという非常に重大な問題が含まれているわけであります。したがつて、政府がこの基金に対して出資をする、こういうような条文でもあれば話もわからぬわけじゃあります。はたしてこれで適正なものであるかどうか、この点ひとつ御見解を承りたいと思うのです。

○橋本(龍)政府委員 御指摘のとおり、確かに他の年金基金のあり方とこの農業者年金基金の場合は多少異なつておる点はございます。これは御指摘のとおり異なる事情があるわけであります。ただ、いまお話をございましたように、たとえば評議員の選任につきまして、まあ農林大臣が任命するというのはいかにも役所が支配するような感じではないかという御指摘は、私どももわからぬことはないわけでござりますけれども、一つ

すか。
○渡辺政府委員 これは先ほどお答えしたことと結論は同じことになるのであります。やはり運営の問題でありますから、じょろすに運営をしていくためには、皆さんが納得するような人事をしなければうまく運営できないのですから、その衝に当たる人が全く適当だ、だれが見ても適当だと思ふような人を任命していくということで、私は決して不当なことが行なわれるとは思つておりません。

○長谷部委員 それでは他の年金制度の場合には、農民のあるいは被保険者の掛け金といふものが適正にしかも効率的に、その被保険者の福祉といふ問題も考えて、適正にこの基金は運用されなければならぬということを厚生省は指導方針として出してしているわけです。ところがこの農業者年金の場合は、いわゆる農地の流動化あるいは離農の促進という、一つの国策目的を遂行するため農民の掛け金が運用される、こういうことになりまして、従来の厚生省の年金基金の運用方針とは異なつておるようには見受けられるわけなんです。はたしてこれで適正なものであるかどうか、この点ひとつ御見解を承りたいと思うのです。

○橋本(龍)政府委員 御指摘のとおり、確かに他の年金基金のあり方とこの農業者年金基金の場合は多少異なつておる点はございます。これは御指摘のとおり異なる事情があるわけであります。ただ、農政上の特別な要請にこたえるために、一定の農業經營者といふものを対象にし発足をいたす年金制度でありますから、これはむしろ、この年金業務だけであるならば、私どもも従来そのほかの年金制度で行なつておると同様の形態をとることが望ましいと思ひます。しかし、先生すでに御承知のとおり、年金事業以外にあるいは離農給付金の支給でありますとかあるいは農地の買い入れ、販売、融資、こうした従来あります年金の業務とは多少形態の異なつた業務がこの農業者年金基金にはござります。そういう状況の中でやつてきます場合には、他の年金制度とはこう

した異なる点があるわけでありますだけに、この形態といふものを私どもは認めることに決して異議はございません。

なお補足して申し上げますならば、あるいはなぜ国が直接行なわないのかといふような御議論もあるかと思ひますが、農地の買い入れでありますとか売り渡し、融資等の業務の場合、この年金の積み立て金の一部を運用するわけでありますけれども、国の会計原則の上からまでは、こうした特種法人の形態を持つた一つの機関がその責めに当たるほうが運用上はるかに円滑に事業を行なえる、私どもはかように考えております。

そうした点からまでは、私たちはこの形態といふものに何ら異存はありません。そうして、從来からの厚生省の方針に多少異なるのではないかという御指摘であります。異なる点は、確かにいま申し上げましたような事情があるので、これは私どもも認めますけれども、むしろこの農業者年金基金というものの自体が、從来から國として行なっております国民年金の制度の上に付加されて行なわれるものでありますから、從来厚生省としてかざしてまいりました社会保障一元化の方向にも決して食い違うものではないと考えておる次第であります。

○長谷部委員 私はいまのお話を聞いておりまして、非常に話が矛盾しておると思うのです。本来の農民年金といふものはいよいよ影が薄くなつて、いわばこの年金制度といふものは、いわゆる経営移譲促進のために、あるいは離農促進のために、さらには農地の流動化を促進して経営規模を拡大するために、そこに重点を置いて制度が創設されるような感を強く受けざるを得ません、いままでのお話を聞いておりまして。これでは本来の農業者年金といふ、眞の意味の年金制度とは私は受けとめることがなかなかできないのでございます。むしろこういった政策目的を遂行するためにつくられる制度であるとするならば、これは老齢年金部分は從来の国民年金でやつていただいて、何も

經營移譲の分は年金などと言わないで、これは

はつきり經營移譲年金、離農年金と銘を打つて出たほうがより明確になるのじやないか、こういふ感じすら私はするのであります。佐藤總理が國民に向かって打ち出した「農民にも恩給を」というよろなキヤウチフレーズはもうほとんどその性格が薄れてきておる。いまのいわゆる構造改善、構造政策を進めるための一環として、これが打出されおるようと思えてならないのです。ここ

いらはいざれ責任者が参りました際にお尋ねいたしますけれども、政府はこれで矛盾を感じないのかどうか。年金制度と銘打てるようなものではないじやないかという感じを私は持つわけであります。ですが、これに対してもう一度あいにお考えになつておられるのか、ひとつ承りたいと思うわけです。

○橋本(謹)政府委員 また先刻の御質問に対することと同じものに戻るわけでありますけれども、

どうも先生、先ほどから老後保障といふものと經營移譲といふものを非常に分離して御議論になるべきであります。私が最初に申し上げましたとおりに、この老後保障といふもの、農業者の老後保障といふものをむろん考えてこの年金は創設をするものでありますし、その要件として經營移譲といふものをとつたという考え方を先刻から実は繰り返し申し上げておるとおりなのであります。またこの積み立て金を運用してまいります事務も、結局農業従事者自体の福利につながるものであります。そうしてその運用の方法について、現行の国の会計原則の上からまでは、

彈力的な運用をしてまいりますのには、國が直接これを行なうよりはこの特殊法人の形態をとつたほうがはるかに実際有効な措置がとれるというところから、私どもはこの形をとつたわけであります。しかしこれについては、一元的に農協でその資金を運用させるのであれば、これは話は別ですか、こういうような便益主義的な考え方からこういうふうなことは、そういう機関にお願いするのが最も適当ではなかろうかといふふうにまず考えたわけでござります。

それならば、掛け金の徴収でございますとかあるいは年金の支給でございますとか、そういうふうなものは、なぜ市町村といふことのほかに農協といふものを考へたかと申しますと、やはりこれは御存じのとおり、農協にはほとんど全部の農家が加入をしておりまして、そしてそこに預金の口座を持つておるといふことでございますから、掛け金の徴収をしたり年金の支給をするのは、やはりそういう機関を利用するのが一番農家としても便利なのではなかろうか。また農協としても、

農家のために事業をやつておる農協でござります

でおるとは考へておりません。

○長谷部委員 次にお尋ねしたいのは、業務委託の問題でございます。この法案を見てまいりますと、いわゆる掛け金の徴収事務あるいは領収書の作成とかこういうものは農業協同組合に委託をする。それから会員としての資格の認定、こういうものについては農業委員会に委託をする。これは従来の国民年金の付加年金ですから、市町村一本で取り扱つていいたならば、最も合理的なものじゃないか。こういうぐあいに考へるものでありますけれども、掛け金事務、徴収事務については

農協、資格の認定については農業委員会、こう二つにも三つにも分けて業務を委託していくことになつたものが承りたい。

○池田政府委員 確かに市町村に全部一元的にやらせるやり方も私はあり得ると思うわけでございますが、私どもがいまお話しのようなことを実は当初想定をいたしましたのは、やはり資格の認定というようなことになりますと、これは市町村あるいはその一つの機関でござります農業委員会、こういうようなものが、決定は基金がいたしますけれども、その基礎的ないいろいろな資料の整備といふようなことは、そういう機関にお願いするのが最も適当ではなかろうかといふふうにまず考えたわけでござります。

それならば、掛け金の徴収でございますとか、

あるいは年金の支給でございますとか、そういうふうなものは、なぜ市町村といふことのほかに農協といふものを考へたかと申しますと、やはりこれは御存じのとおり、農協にはほとんど全部の農家が加入をしておりまして、そしてそこに預金の口座を持つておるといふことでございますから、掛け金の徴収をしたり年金の支給をするのは、やはりそういう機関を利用するのが一番農家としても便利なのではなかろうか。また農協としても、それは三ヵ月分しかないわけですから、一ヵ月当たりにしますと約一万七、八千円ですね。こういったもので、はたしてこの業務を押しつけて、単協が非常に迷惑を受けるんじゃないか、こういうふうに考へます。この辺いかがなものでしょ

○池田政府委員 たしか当初年度の業務委託の一
農協当たりの経費は七万円弱であったかと思いま
すが、これはいろいろ積算をいたしまして、他の
年金等で市町村等にお願いしているものの例もござ
いますので、そういうものをいろいろ比べてそ
ういうところに落ちついたわけでございますけれど
ども、私どもそれが非常に十分であるとはもちろ
ん考えておりませんので、それにつきましては今
後ともさらに十分な経費が計上できるように努力
はしたい考えでござります。
なお、いまあまり希望しないものをというお話
しございましたが、私どもは、農協が先ほど申し
上げましたような理由で、單に便宜論ではなし
に、やはり農家の金庫みたいなことになつておなり
ますし、私どもあそくいうところを利用するのが
一番筋道ではないかということを当初考えたわけ
でござりますけれども、まあいろいろ事情がある
ようござりますし、あるところでは市町村がい
いということになれば、もちろんそういうところ
にお願いをするつもりでござります。要するに、い
ずれにいたしましても一方的に基金のほうから無
理押しをすると、こういうつもりはございません
わけで、そのように指導をいたしたいと思いま
す。

るんじやないかといふ心配があるわけです。しか
もこれは強制加入でありますから、いすれば徴収
をしなければならない。そういう場合に農民の利
益を守る農協が、今度は強制執行をしなければな
らない、掛け金の強制取り立てをやらなければな
らない、こういうよくな事態にもなりかねないの
であります。農協本来の目的からいつても、そ
ういった仕事はたして適切なものであるのかどう
か、大いに疑問を持たざるを得ないのであります
。現に国民年金が発足当時も、各県、各町村に
よつて非常にこの掛け金の徴収歩合といふものを委
が、そこそこがあつた。こういふ縦縦から考えてま
しても、当然そのことが予想されるのでございま
す。そういう意味合いからいたしまして、私はこ
ういう農民の利益を守る機関にこういふものを委
託するといふことは適切なる考え方ではないので
はないか、こういふぐあいに思うのであります
が、この辺のことについても御検討されたかどう
か承てておきたい、こう思つております。

○池田政府委員 ただいまの滞納の場合の処分で
ございますが、これは制度といたしまして当然加
入といふことでございまして、もしかりに滞納い
たしました場合には国税徴収の例によつて徴収を
する、最終的にはそういうことになるわけでござ
いますが、もちろんこの運用については私どもは
十分実情に合つた運用をするようになつたいたい考
えでござります。ただいまのお話しの農協の性格
とそぐわないのではないか、こういふ御指摘でござ
いますが、これはそういうことにはならないの
でございまして、農協に強制徴収をお願いすると
いうことではございません。かりに農協が掛け金
を扱うということになりましたとしても、滞納の場合に
おきましたはこれは農協が強制徴収をするといふ
ことはできないわけございまして、基金が市町
村にお願いをいたしまして市町村がその処分をす
る、こういうことになるわけでございまして、俗
に申し上げますと、そういう悪い役は市町村にお
願いをするということで、農協にそういうことを
お願いするつもりはございませんし、法律の上で

○長谷部委員 それからいま一つ、午前中の資料要求に対しても出てまいりましたわけがありますが、これまでまいりますと、農業經營主の年齢別国民年金に加入しておる状況が書いてあります。これを見ましても、五十五歳未満の農家総数は三百三十九万四千人、そのうちの第一種農家だけでも一百三十七万人、これだけあるわけであります。これに對して今回当然加入の適用対象となるものが百八十三万人、約五十四、五万人の方々が対象外になつておるわけであります。これはどういうことを意味しているかということをひとつ御説明いただきたいのです。

○池田政府委員 お配りいたしました資料をちょっとごらんいただきたいのですが、一番上の表でいまお話しがございましたように一種農家、これは都府県につきましては〇・五ヘクタール以上の耕地を持つ農家というのが原則でございますが、これはそれ以下でございましても農産物の販売額が十万円以上でございますと一種農家に入るわけでございます。そういうような農家が、五十五歳未満、これは年齢的には年金加入資格がある農家でございますが、二百三十七万あるわけでございます。その中で国民年金の加入者が百九十九万七千、この差額の約三十八万ぐらいでございますが、その農家といふのが国民年金に入つておらないわけでございます。で、そういう農家は、この農業者年金のたまえといたしまして、国民年金に付加して給付をするというのが農業者年金でございますから、一応対象にならぬい、こういうことで百九十九万七千が年齢のあるいは国民年金の加入者といふ意味におきまして一応加入の対象として考えられるわけでございます。ただ、その中で、これはちょっとこまかい話で恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように五十アール以下の農家が一部あるわけであります。そういうものをいろいろ整理してみますと、下のほうの試算でごらんいただくと、当然加入者の中で当然加入の適用対象となるものは百八

十三万人、それから任意脱退者七万人というの
は、これは資格がありながら将来農業經營を継続
できないということに入りたくないという方が七
万人ぐらいあるのではないかということで、その
差の百七十六万人が当然加入の対象になる、こう
いうふうに一応想定をしたのでございます。
それから、いま御質問がございませんでした
が、ついでに御説明申し上げますと、下のほうの
は、都府県の五十アール以下で一定の資格のある
ものは任意加入を認めるということになつておりますので、そういうものが十四万人程度、それか
ら後継者が十万人程度ということで、全部合わせ
ますと、概算でございますが、二百万人程度とい
うこととて上の表とほぼ合うわけでございます。そ
ういう事情でございます。
○長谷部委員 昭和四十五年度の予算折衝の段階
で農林省が出しました対象人員は、当然加入の者
が百三十五万二千人、それから任意加入の者が五
十七万六千人、こういふぐあいに数字が出ておる
わけであります。今回局長の説明によりますと、
当然加入者が百七十六万人、任意加入者が二十四
万人。予算折衝の段階において出された数字とは
大きな食い違いがあるわけです。これは一体どう
いうことなんでしょう。

○山下説明員 ただいま出ました数字の百三十五
万二千人、それから五十七万六千人でございます
が、これは実はいまの資料の中の一種農家の百九
十九万七千人という、五十五歳未満の人が農地の
経営主であつて法律的に権利名義人になつておる
ものの数字が厳密にどのくらいになるかといふ
と、一応百三十五万というように参考までに出し
ておるわけでございまして、これは農林省からお
答えになることが思いますが、農林省御当局の
予算要求の際の基礎数字は、当初からいまお出し
になりました二百万人で要求をされ、そのまま
セットになつたというふうに承知をいたしております。

五歳未満が二百三十七万人だ。このうち今後農業をやろう、五反以上のもので農業経営の規模を拡大していくところというものであれば、これは加入でないと解釈するわけで、数字はもつとふえていくという可能性も出てくるわけですね。それから五反未満の方々は任意加入になつていてるわけであります。この任意加入と当然加入の給付の面において非常に格差があるような感を受けるわけですか。この点はどうなんでしょう。

○池田政府委員 前段の問題でございますが、これは一応想定した数字を御参考までに出したわけでございまして、資格人さえ合致いたしますならば、さらにこれよりか増加をすることもありますし、私どもはもちろんそれを希望しておるわけでございます。

なお、後段の任意加入者と当然加入者と給付内容等が違うのではないかということがございますが、これは全く差異はありません。全く同じでござります。ただ、入りましたあとに脱退等をいたします場合に取り扱いが若干違う点はございますが、給付内容としては全く同じでございます。

○長谷部委員 それでは、政策上の問題について非常にたくさんあると思うのですが、これらの点については、いずれ農林大臣が参りました際にあらためてお尋ねをする、こういうことにいたしまして、きょうはこれで終わりたいと思います。

○草野委員長 次回は明二十四日開会するとして、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

昭和四十五年五月八日印刷

昭和四十五年五月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局